

市民館・図書館の管理・運営の考え方
(案)

令和4(2022)年5月

川崎市教育委員会

目次

1	「市民館・図書館の管理・運営の考え方」策定の経緯	1
2	今後の市民館・図書館の目指す方向性	3
	(1) 生涯学習社会の実現に向け社会教育にいま求められているもの	3
	(2) 「今後の市民館・図書館のあり方」で示す市民館・図書館像	5
	(3) 市民館の現状・課題	6
	(4) 市民館の課題解決に向けた考え方	7
	(5) 図書館の現状・課題	7
	(6) 図書館の課題解決に向けた考え方	8
	(7) 市民館・図書館の管理・運営の方向性	9
3	管理・運営手法の検討	11
	(1) 他都市の状況	11
	(2) 視察調査	15
	(3) 市民館における検討	15
	(4) 図書館における検討	21
	(5) 直営と民間活用手法（業務委託と指定管理者制度）の比較検討結果	25
	(6) 業務委託と指定管理者制度の比較検討結果	25
4	指定管理者制度導入の効果	27
	(1) 市民館における指定管理者制度を導入した場合の想定効果	27
	(2) 図書館における指定管理者制度を導入した場合の想定効果	37
5	指定管理者制度導入（市民館）にあたって	46
	(1) 指定管理者制度導入にあたっての視点	46
	(2) 市と指定管理者の役割分担	47
	(3) 区における生涯学習支援部門	48
	(4) 指定管理者制度の導入形態	49
6	指定管理者制度導入（図書館）にあたって	51
	(1) 指定管理者制度導入にあたっての視点	51
	(2) 市と指定管理者の役割分担	53
	(3) 指定管理者制度の導入形態	54
7	指定管理者制度導入のスケジュール	57
	資料編	59

1 「市民館・図書館の管理・運営の考え方」策定の経緯

策定の背景といたしまして、共働き世帯やライフスタイルの変化から、働き方は多様化し、未婚・晩婚化の進行などから家族形態も変化しており、あらゆる世代を取巻く生活環境が大きく変化しています。また、インターネットやスマートフォンなどの急速な普及による情報化社会の進展や人の豊かさなどに対する価値観の多様化などから、人と人とのつながりや地域のつながりが変化しています。更に、甚大な自然災害や新型コロナウイルス感染症等の新しい感染症の発生など、自然環境の変化にあわせ、これまでの意識を変えることや新しい生活様式などに対する柔軟な対応が求められているところです。

超高齢社会の到来や人口減少、地域のつながりの希薄化など、社会状況が変化し、市民ニーズも多様化する中、本市の市民館・図書館においても、これらの変化に的確に対応していくことが求められています。

市民館・図書館では、市民の自発的・主体的な学びを支援するための学習の場や情報の提供等に取り組んできましたが、将来的な社会の大きな変化の中にあって、市民の主体的な参加による持続可能な社会づくりや、地域づくりに向けて、これまで以上の役割を果たしていくことが期待されています。

こうしたことから、市民館・図書館が、地域の中でそれぞれの機能を最大限に発揮しながら、全ての市民が生涯を通じて学び続けることができるよう、概ね10年後の未来を見据えた理念を掲げ、今後の市民館・図書館がその役割を果たしていくため、それぞれの施設運営や施設整備の方向性を示す「今後の市民館・図書館のあり方」を令和3年3月に策定いたしました。

市民館・図書館の今後の管理・運営については、「今後の市民館・図書館のあり方」において、第3章の5、第4章の5「管理・運営の方向性」において下記のように示しています。

※「今後の市民館・図書館のあり方」抜粋

第3章の5 管理・運営の方向性（市民館）

(1) 市民館の管理・運営

ア 今後の市民館の管理・運営の検討

本市では、公民館と文化会館の2つの機能を持つ都市型の施設として各区に1館の市民館と地域に密着した6館の分館を設置・運営しています。

今後の市民館については、これらの施設を核として、社会教育を通じた「人づくり」「つながりづくり」の機能を最大限に発揮しながら、持続可能な「地域づくり」



に向け、学校も含めた身近な地域のさまざまな施設や団体等と、より協働・連携できる体制づくりを検討していきます。

イ 効率的・効果的な管理・運営手法の検討

現在の市民館は、窓口業務、清掃業務などの管理業務や、ホール運営業務などの専門知識の必要な業務を民間に委託しています。

今後の管理・運営にあたっては、それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施するとともに、求められる多様なニーズへの柔軟な対応や7区の地域特性に応じた事業・サービスの推進など、「今後の市民館の運営のあり方」を踏まえながら、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していきます。

第4章の5 管理・運営の方向性（図書館）

(1) 図書館の管理・運営

ア 今後の図書館の管理・運営の検討

本市の図書館は、各区に1館の地区館、分館5館と閲覧所1館に加え、自動車文庫を市内巡回することにより、全市的な図書館サービスを展開しています。

今後の図書館については、これらの施設を核として全市的な図書館サービスの向上のため、図書館ネットワーク機能の強化を図るとともに、読書を通じた「人づくり」や図書館という場づくりを通じた住民相互の「つながりづくり」の機能を最大限に発揮しながら、持続可能な「地域づくり」に向け、学校も含めた身近な地域のさまざまな施設や団体等と、より協働・連携できる体制づくりを検討していきます。

イ 効率的・効果的な管理・運営手法の検討

現在の図書館は、貸出・返却カウンター業務や配架業務などを民間に委託しています。

今後の管理・運営にあたっては、それぞれの施設形態や諸室の配置、設備の違いなどに応じた適切な維持管理を実施するとともに、より一層の全市的な図書館サービスの充実や求められる多様なニーズへの柔軟な対応など、「今後の図書館の運営のあり方」を踏まえながら、効率的・効果的な管理・運営手法を検討していきます。

このように「今後の市民館・図書館のあり方」で示された通り、市民からの多様なニーズへの確かつ柔軟に対応し、従来からの事業・サービス水準をしっかりと維持しつつ、新たな取組を展開していくために、「今後どのような管理・運営の手法が、その実現のために適しているのか」、「生涯学習推進の拠点として最も市民ニーズに沿った市民館・図書館であるためにどうしたらよいのか」という視点に立ち効率的・効果的な管理運営手法を検討するものです。

2 今後の市民館・図書館の目指す方向性

(1) 生涯学習社会の実現に向け社会教育にいま求められているもの

文部科学省の諮問機関である中央教育審議会では、平成30(2018)年12月21日の第120回総会において、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」を取りまとめています。

平成30(2018)年12月 文部科学省中央教育審議会答申

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」

- 地域における社会教育には、一人一人の生涯にわたる学びを支援し、住民相互のつながりの形成を促進することに加え、地域の持続的発展を支える取組に資することがより一層期待されています。
- 公民館や図書館などの社会教育施設には、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点などとしての役割も強く期待されるようになっており、住民参加による課題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、住民の学習と活動を支援する機能を一層強化することが求められています。

【今後の公民館に求められる役割】

公民館は、社会教育法に規定される目的を達成するため、地域の学習拠点として、地域住民の学習ニーズに対応した講座、講演会、展示会等を実施しています。

今後の公民館には、これまで培ってきた地域との関係を活かしながら、地域の実態に応じた学習と活動を結びつけ、地域づくりにつなげる新しい地域の拠点を目指していくことが望まれています。

【今後の図書館に求められる役割】

図書館は、図書館法に規定される目的を達成するため、図書等の貸出し、読書会、レファレンスサービス等を実施しています。

今後の図書館には、知識基盤社会における知識・情報の拠点として、公文書館等との連携による資料の充実を図るとともに、市民生活のあらゆる分野に係る関係機関との連携の下、利用者及び住民の要望や社会の要請に応えるための運営の充実を図ることが望まれています。

本市の市民館・図書館は、それぞれの施設の持つ機能・強みを発揮しながら、学級・講座等の実施や学習資料の提供等により市民に学びの機会を提供してきました。

現在、市民館・図書館は、館内における教育機会の提供を中心に行っていますが、本来、地域全体における社会教育振興全般を担う存在であり、社会教育を通じ「人づくり」、「つながりづくり」、持続可能な「地域づくり」といったまちづくり施策の推進役としての機能が求められています。

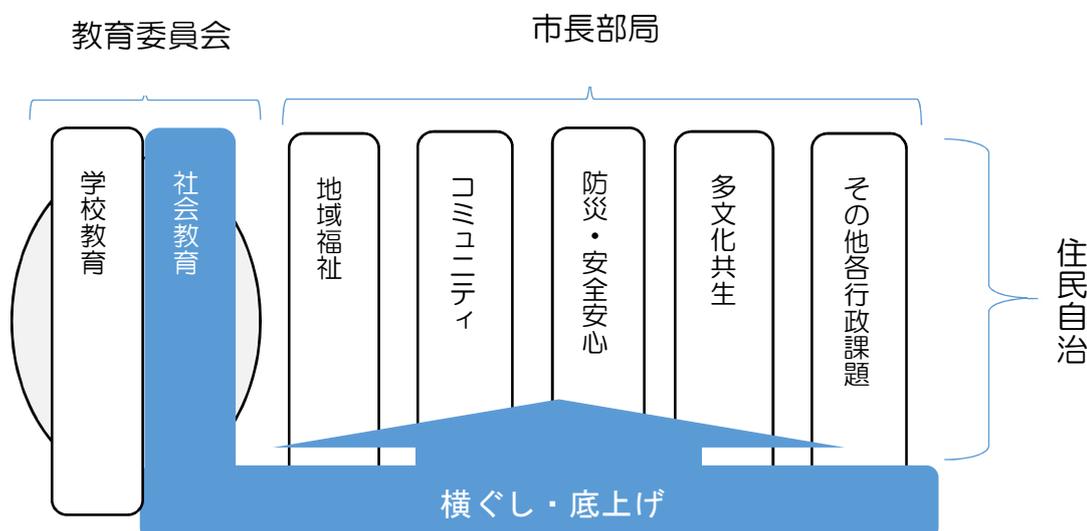
地域全体で、地域の抱える課題を解決し続けていくためには、地域活動や市民活動を豊かにしていくことが求められています。市民の皆様は、地域を自らの手で良くしたいという前向きな気持ちになれるきっかけを提供することが重要であり、このきっかけにあたる取組を、人々の自由で自発的な学習活動を支援する社会教育という分野では、「学び」と呼んでいます。こうした「学び」を社会のいたるところで多く展開し、豊かな地域づくりを支援する必要があります。

社会教育は、まちづくりや地域づくり、住民自治のベースとなるものであり、「学び」から市民の皆様等の活動を誘発し、また活動の中で「学び」が必要になるといった好循環を生むものであると考えています。

(意識や行動の変容:スパイラルアップ)

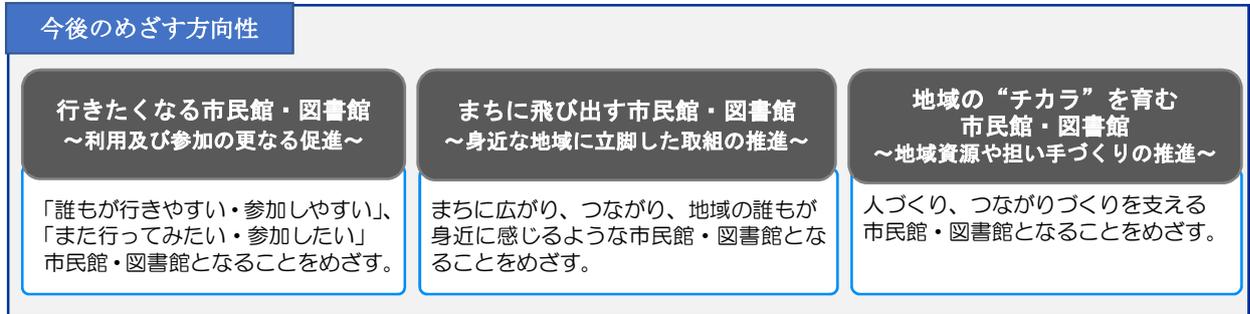


また、社会教育は、様々な行政施策に横ぐしを刺し、推進するための根底にあるものであり、「学び」の伴走を行い、市民協働を推進し、市民が地域社会の課題を自ら解決していく住民自治の底上げを行うものであると考えています。



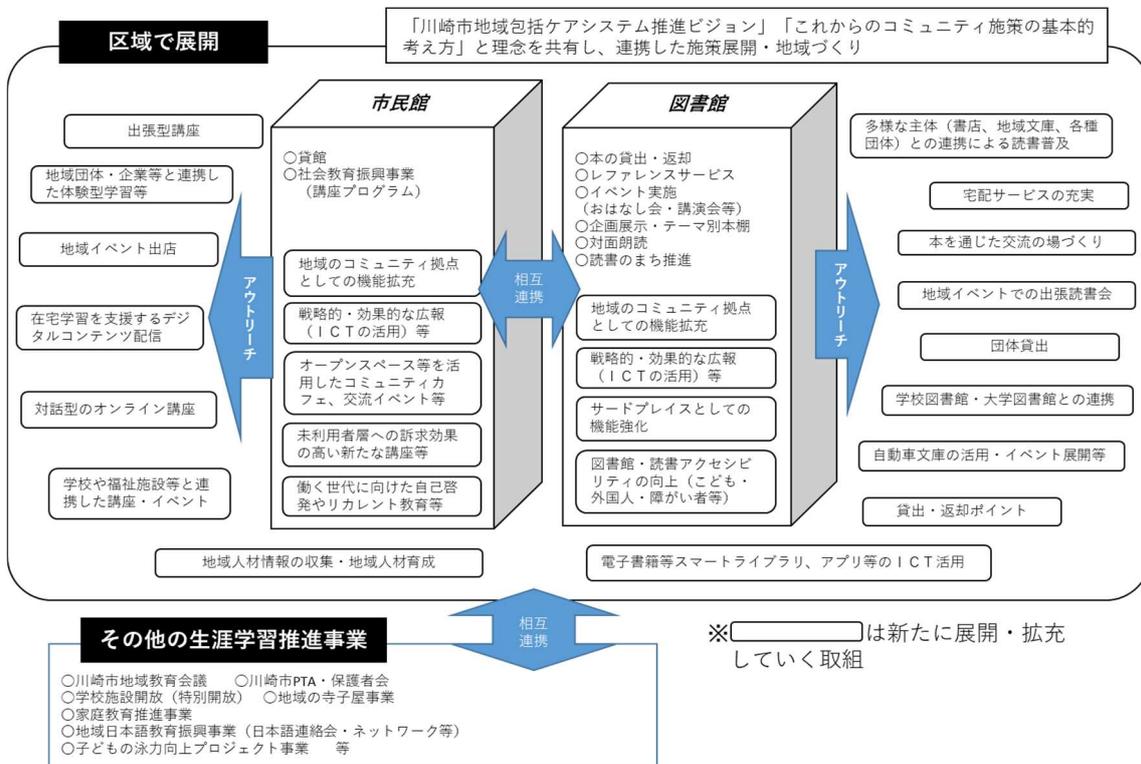
(2) 「今後の市民館・図書館のあり方」で示す市民館・図書館像

「今後の市民館・図書館のあり方」において、市民館・図書館の、今後のめざす方向性を定めています。



- ・ 3つの方向性の実現に向け、ICT活用による情報発信やアウトリーチによる事業・サービス等、新たな展開が求められています。
- ・ 区役所においては、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」（平成27年3月）や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」（平成31年3月）に基づく地域づくりに向けた事業展開をしており、地域における生涯学習支援はこれらの取組みと連携して地域づくりを展開する必要があります。
- ・ 市の生涯学習施策全体において、貸館事業や社会教育振興事業に加え、地域教育会議、学校施設開放（特別開放）、地域の寺子屋事業等、地域における多様な生涯学習活動を支援・コーディネートする公的な役割が増加しています。

■今後の生涯学習推進施策イメージ



(3) 市民館の現状・課題

市民館の業務は、貸館事業と社会教育振興事業の2つを柱としています。

●貸館事業の状況（受付・貸館・施設維持管理業務は民間活用（業務委託））

過去5年間（平成27～令和元年）の市民館の平均利用率は、ホールが約75%、会議室が約63%、音楽室や料理室等の教養室が約55%となっており、諸室の性質によって利用状況に差が出ています。また分館の平均利用率は50%を下回る状況です。

→ニーズの変化に対応した施設提供や情報発信、余剰スペースを活用した会話・ふれあいを楽しめる居場所づくりなどが必要です。

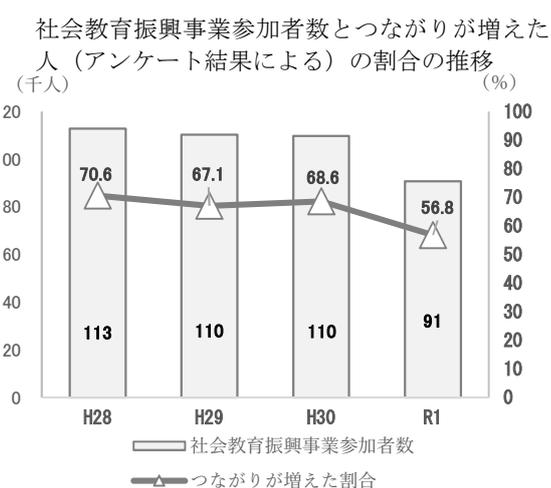
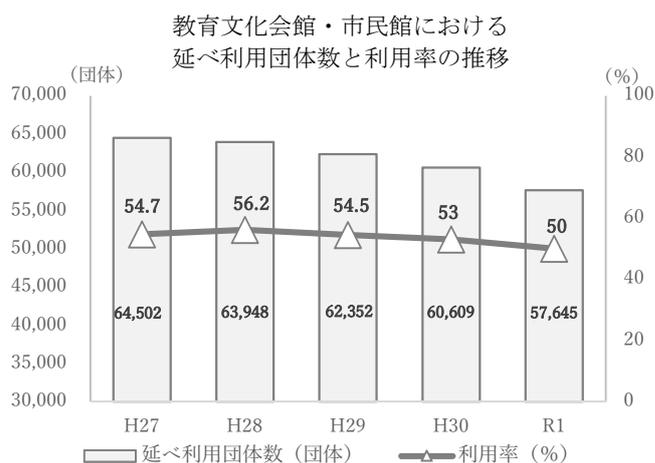
●社会教育振興事業の状況（館を中心とした社会教育振興事業は直営で実施）

過去5年間（平成27～令和元年）の事業への参加者数は、ほぼ横ばいの状況です。また事業の多くは市民館及び分館を拠点として実施しています。事業参加者の年代については、若い世代の参加が少なく、約半数が60歳代以上で、そのうち約25%が70歳代以上です。

→引き続き、シニアの活躍の場を提供するとともに、幅広い世代に向けた学習活動への動機づけやきっかけづくり等のエン트리機能が必要です。

→より参加しやすく魅力的な事業を行うとともに、全ての世代を対象に、学習機会の充実を図ることが求められています。

→市民館及び分館を地域の生涯学習の拠点としながら、これまで以上に地域の中に学びや活動の場を増やしていく必要があります。



※教育委員会事務局調べ

※令和元（2019）年度は年度末に新型コロナウイルス感染症の影響あり

(4) 市民館の課題解決に向けた考え方

現状・課題を踏まえ、その解決に向けては、幅広い世代や地域のニーズにきめ細かく迅速に対応しながら、様々な視点や豊富な事例を参考にしつつ、新たな発想や創意工夫等により、魅力ある生涯学習支援施策の実施や、施設全体の効果的な利活用環境の実現を図ることのできる体制を構築します。

また、区内全域をフィールドとして社会教育・生涯学習の振興を図りながら、まちづくりや地域福祉などの区役所の各部門と連携した人づくり・つながりづくりに向けたコーディネートやサポートできる体制を構築します。

(5) 図書館の現状・課題

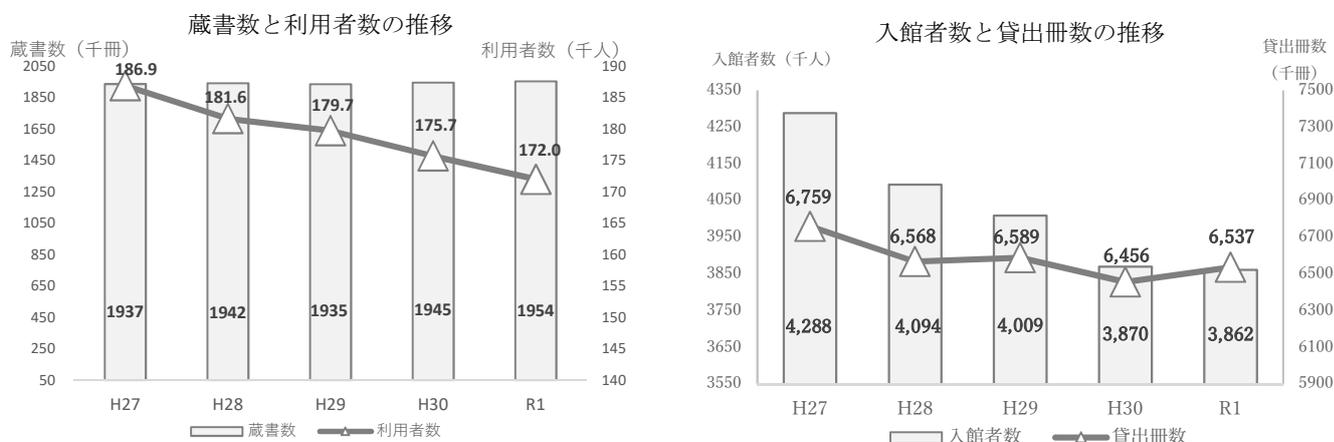
図書館の主な業務としては次のとおりです。

(選書、新規利用者登録、レファレンスサービスは直営、貸出し・返却カウンター、配架、予約巡回、書庫出納等は民間活用(業務委託))

● 図書の貸出・閲覧スペースの提供

令和元(2019)年度末の図書館における蔵書数は1,954,287冊、約87万タイトル。図書館における年間貸出冊数は、平成21(2009)年度以降、10年連続で600万冊を超えているものの、利用者数、貸出人数、貸出冊数、入館者数ともに減少傾向です。図書館利用者アンケートでは、閲覧席の不足や老朽化した施設の改善等、居心地のよい環境を望む市民意見が寄せられています。

→令和元(2019)年度かわさき市民アンケートでは、市立図書館を利用したことがある人は約6割という状況のなかで図書館を多くの市民に利用していただくため、多様な来館目的に応じた居心地のよい施設環境づくりに向け、館内の限られた空間を有効活用し、スペースの使い方などの運営・利用ルールの見直し、魅力あるサービスや事業の展開による利用の促進が求められています。



※利用者数：図書館に利用登録をしている人のうち図書館サービスを利用した人数

※教育委員会事務局調べ

※平成30(2018)年度は図書館システム機器更新のため全館2週間～1ヶ月間休館あり

※令和元(2019)年度は年度末に新型コロナウイルス感染症の影響あり

●図書・資料の収集、整理、保存

図書館における蔵書数は、ここ5年（平成27～令和元年）で約2万冊増加、タイトル数は毎年約1万タイトルずつ増加しています。図書館では、障がいの有無や年齢、国籍などにかかわらず、市民の幅広い読書要求に応えるため、図書、雑誌・新聞等の逐次刊行物、地域資料、CDなど多様な資料の収集を行っています。

→より多くの市民に資料を活用いただけるよう、市立図書館全体として、多様な蔵書構築を図るための環境整備とともに、将来にわたり継続的に資料を収集・保存・提供していくことが求められます。

●レファレンスサービス・読書相談

レファレンスとは資料や情報を求めている人と適切な情報源を市職員が手助けをして結びつけるサービスです。図書館では、市民の学習活動、課題解決を支援していくため、レファレンスサービスを実施しています。また情報提供サービスとして館内にパソコンを設置し、インターネットや新聞社等のデータベースにアクセスできる環境を整備しています。

●読書活動の充実

各区の地区館及び分館を中心としながらも、自動車文庫による市内21ポイントでの貸出・返却サービスや、市内10校との連携による学校図書館の地域開放事業のほか、地域団体等への団体貸出制度など、身近な場所への図書館サービスの展開を図っています。また、年齢や対象に応じた、おはなし会、企画展示や講演会等を実施しています。地域においては、民間の地域文庫や読み聞かせボランティア等の多様な主体による読書の広がりにつながる活動が行われているなど、図書・資料や読書に関わる様々な資源が存在しています。

→資料や読書に関わる地域の様々な資源との連携を通じ、地域の中で広く図書館サービスを展開していくことが求められます。

→従来の貸出事業・サービスに加え、本を通じた支援や交流の場づくりの推進、多様な主体との連携、地域資源を活かした読書普及活動の推進、他機関等との相互連携による相談支援・交流の取組の推進などによる多様なニーズへの対応が求められています。またICT等を活用した読書環境の充実等も必要です。

(6) 図書館の課題解決に向けた考え方

現状・課題を踏まえ、その解決に向けては、幅広い世代や地域のニーズにきめ細かく迅速に対応しながら、様々な視点や豊富な事例を参考にしつつ、新たな発想や創意工夫等を図り、魅力ある施設利活用環境の実現を図る体制を構築します。

また、経験や年齢等のバランスを考慮しながら、専門性を有する市職員を安定的に配置す

るとともに、限られた資源を有効に活用しながら、読書普及・サービス、アウトリーチ、コミュニティ施策の推進など図書館活動の充実に向けた業務に取り組むことのできる体制を構築します。

(7) 市民館・図書館の管理・運営の方向性

「今後の市民館・図書館のあり方」における多様な市民ニーズに応じていくための事業サービスの実施、及び現状・課題を勘案し、令和4年1月の「中間とりまとめ」において、以下のとおり管理運営の方向性を決めました。

市民館・図書館の管理・運営の方向性

<民間活力の更なる活用の検討>

市全体の生涯学習支援施策の再構築を図り、市民館・図書館の従来からの事業サービスを引続き実施しつつ、「今後の市民館・図書館のあり方」に基づき、多様なニーズに対応する事業・サービス提供による施策の底上げを図り、生涯学習社会の実現を目指すため、市職員のマンパワーを補完し、市職員が企画や新たな取組に一層注力できる体制の構築に向けて、指定管理者制度や業務委託の拡充等の民間活力の更なる活用の検討を進める。

(民間活力の更なる活用にあたっての視点)

- ・市でやらなければいけないこと、民間の力を借りることでサービス向上ができる部分を切り分けし、各々の力が最大限発揮できるよう役割分担を行う。
- ・市と民間が連携を図りながら、多様な市民ニーズに的確に対応し、「今後の市民館・図書館のあり方」で示した事業・サービスを実現する。
- ・市が企画調整、マネジメントをしっかりと行い、民間事業者の業務内容等を確認できる体制づくりを行うとともに、達成すべき業務の水準を示すことにより、必要な事業・サービスを確実に担保する。
- ・市の役割を果たしていくために必要な人材育成を行う。

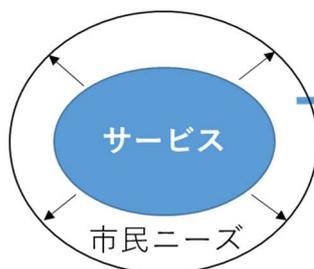
これまで

市民ニーズに対し、それに
応じたサービスを、市
民と連携しながら提供



現在の状況

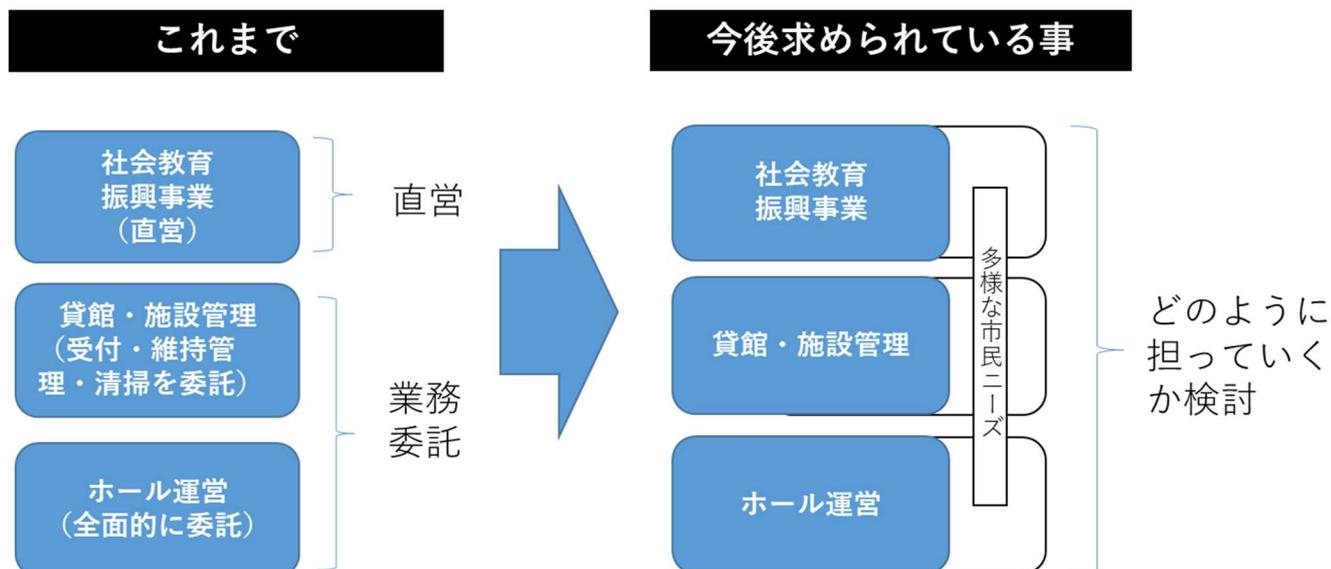
市民ニーズの広がり・多様化の
状況があり、的確に対応して
いく必要がある。



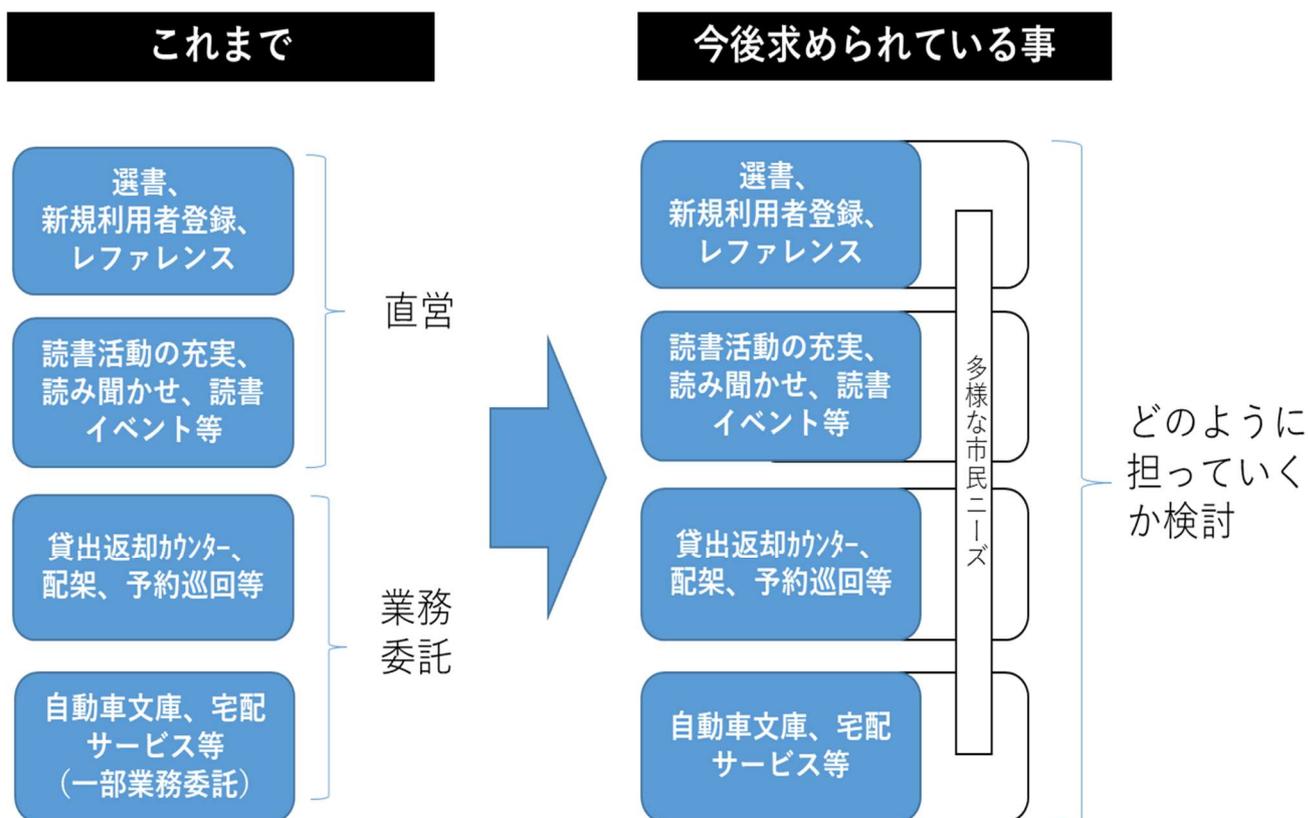
現行のサービスを確実に
維持しつつ、引き続き市
民と協働しながら、多様
な市民ニーズをケアする
ための体制・手法を検討

- ⇒
- ・直営
 - ・業務委託の拡充
 - ・指定管理者制度

<市民館>



<図書館>



3 管理・運営手法の検討

従来からのニーズに応えつつ、先に述べた新たな事業・サービスの提供を展開するために、どのような手法が市民館・図書館の機能を強化・充実させ、より効果的なサービスを利用者に提供できるのか、他自治体の先行事例も踏まえた検討を行う必要があります。

手法としては、本市のように直営を基本とし、一部、施設管理・窓口業務を中心に民間事業者等を活用した①「直営＋業務委託」、現在直営で実施している部分に更に業務委託化を進める②「業務委託の拡充」、市民館の管理運営を一括して民間事業者等に任せる③「指定管理者制度」が考えられます。

※業務委託

業務の一部または全部を民間事業者等に依頼すること

※指定管理者制度

広く民間事業者等に公の施設の管理を代行させ、市民サービスの向上、経費の削減を図りながら、多様化する市民ニーズにより効率的・効果的に対応していくための制度その3つのパターンについて比較検討を行いました。

(1) 他都市の状況

他都市における業務委託や指定管理者制度の民間活用の実施状況については、以下のとおりです。

①公民館等の民間活用状況

本市の市民館は1区1か所でホール等を併設した規模の大きいものであり、地域に点在する他都市の公民館とは性質が異なる面もあるため、生涯学習センター等、本市と性質の似た公民館類似施設の実績とも比較をしました。指定管理者制度については既存統計から全国の状況を把握しましたが、業務委託については全国の統計がないので、政令指定都市の状況を確認しました。

全国的には施設の形態によって割合は異なりますが、指定管理者導入館は増加傾向にあり、政令指定都市では、公民館設置自治体においては公民館で3割強の自治体で、生涯学習センター等公民館類似施設で6割弱の自治体で導入が行われています。

業務委託は主に管理業務を発注しており、窓口業務、舞台管理運営、清掃、警備等の委託等を実施している都市が多いです。

【全国の指定管理者制度導入の状況】

公民館（類似含む） 9.9%

生涯学習センター 32.5%

劇場・音楽堂等 58.8%

※教育委員会調べ(平成30年度社会教育統計を参照)

【政令指定都市の状況】

公民館：指定管理 設置している 13 市のうち 5 市が導入済

業務委託 設置している 13 市のうち 9 市が導入済

生涯学習センター：指定管理 設置している 14 市のうち 8 市が導入済

業務委託 設置している 14 市のうち 5 市が導入済

※教育委員会調べ（各市への照会による）

	自治体名	公民館				生涯学習センター・公民館類似施設			
		館数	指定管理導入	業務委託実施	備考 (施設名称)	館数	指定管理導入	業務委託実施	備考 (施設名称)
1	札幌市	1	1	0	公民館	1	1	0	生涯学習センター
2	仙台市	60	60	0	市民センター	0	0	0	
3	さいたま市	60	0	60	公民館	0	0	0	
4	千葉市	47	47	0	公民館	1	1	0	生涯学習センター
5	横浜市	0	0	0		1	1	0	社会教育コーナー
6	川崎市	13	0	13	教育文化会館・ 市民館・分館	1	1	0	生涯学習支援施設 (有馬・野川)
7	相模原市	32	0	32	公民館	2	0	2	生涯学習センター
8	新潟市	43	0	43	公民館・分館	2	0	2	生涯学習センター
9	静岡市	0	0	0		38	32	6	生涯学習センター 生涯学習交流館
10	浜松市	0	0	0		0	0	0	
11	名古屋市	0	0	0		16	16	0	生涯学習センター
12	京都市	0	0	0		2	0	2	生涯学習総合センター
13	大阪市	0	0	0		3	3	0	生涯学習センター
14	堺市	6	0	6	公民館	0	0	0	
15	神戸市	7	0	7	公民館	1	1	0	生涯学習センター
16	岡山市	58	0	58	公民館	1	0	0	生涯学習センター
17	広島市	71	71	0	公民館	0	0	0	
18	北九州市	0	0	0		11	0	11	生涯学習センター
19	福岡市	151	0	151	公民館	0	0	0	
20	熊本市	19	1	18	公民館	1	0	0	地域公民館
	合計	568	180	388		81	56	23	

②図書館の民間活用状況

公民館等と同様に、指定管理者制度については既存統計から全国の状況を把握しましたが、業務委託については統計がないので、政令指定都市の状況を確認しました。

業務委託については、貸出、返却、登録、予約、配架、出納、配送処理、装備、移動図書館等での活用が多く、図書館の形態・規模等によっては直営のみ等で対応している場合があります。指定管理者制度については、政令指定都市では半数の自治体が導入済みであり、また東京 23 区においては7割強の自治体で導入が進んでいます。

【全国の指定管理者制度導入の状況】

図書館 18.9% ※教育委員会調べ（平成 30 年度社会教育統計参照）

【政令指定都市の状況】

指定管理者：20 市のうち 10 市が導入済、業務委託 14 市が導入済

※教育委員会調べ（令和 3 年度指定都市図書館長会議各都市統計資料等参照）

	自治体名	館数	指定管理 導入	業務委託 実施	備考 (指定管理導入時期)
1	札幌市	12	0	2	
2	仙台市	7	3	4	H20～
3	新潟市	19	0	4	
4	さいたま市	25	1	23	H20～
5	千葉市	15	0	1	
6	横浜市	18	1	2	H22～
7	川崎市	12	0	7	
8	相模原市	4	0	3	
9	静岡市	12	0	0	
10	浜松市	24	18	0	H18～
11	名古屋市	21	5	12	H29～
12	京都市	20	0	18	
13	大阪市	24	0	24	
14	堺市	12	0	1	
15	神戸市	12	11	0	H20～
16	岡山市	10	0	0	
17	広島市	11	11	0	H18～
18	福岡市	11	1	1	H28～

19	北九州市	14	12	2	H17～
20	熊本市	22	2	0	H23～
	合計	305	65	104	

【東京 23 区の状況】

23 区のうち 17 区が指定管理者制度導入済み

※教育委員会調べ（東京都立図書館HPを参考に館数をカウント）

	区名	館数	指定管理導入	備考 (指定管理導入時期)
1	千代田区	5	5	H19～
2	中央区	3	2	R3～
3	港区	7	6	H21～
4	新宿区	11	9	H21～
5	文京区	10	9	H22～
6	台東区	5	0	
7	墨田区	4	3	H29～
8	江東区	11	8	H31～
9	品川区	11	10	H27～
10	目黒区	8	0	
11	大田区	16	15	H19～
12	世田谷区	23	1	H29～
13	渋谷区	10	0	
14	中野区	8	8	H25～
15	杉並区	13	9	H19～
16	豊島区	7	4	H28～
17	北区	15	0	
18	荒川区	7	0	
19	板橋区	12	10	H20～
20	練馬区	13	10	H21～
21	足立区	15	14	H19～
22	葛飾区	14	0	
23	江戸川区	12	12	H20～
	計	240	135	

(2) 視察調査

他都市等の管理運営手法を参考にするため、下記の施設についての視察を実施しました。

<市民館関係>

- ・有馬・野川生涯学習支援施設：アリーノ（川崎市）
- ・九段生涯学習館（東京都千代田区）
- ・すみだ生涯学習センター：ユートリヤ（東京都墨田区）
- ・北区中央公園文化センター（東京都北区）
- ・柏市文化・交流複合施設：パレット柏（千葉県柏市）
- ・生涯学習複合施設：プラッツ習志野（千葉県習志野市） 等

<図書館関係>

- ・世田谷区立中央図書館（東京都世田谷区）
- ・江東区立東陽図書館（東京都江東区）
- ・さいたま市立大宮図書館（埼玉県さいたま市）
- ・船橋市西図書館、中央図書館（千葉県船橋市）
- ・生涯学習複合施設：プラッツ習志野（千葉県習志野市） 等

(3) 市民館における検討

各種の視察や調査をもとに、3つの管理・運営手法ごとにメリット、デメリットの整理を行いました。

① 「直営＋業務委託」での実施

直営メインで一部民間事業者等への委託を実施し事業を行う、現在の状況を継続する。

直営＋業務委託のメリット（効果）

●人員体制

（体制）

- ・市職員が、直接、行政目的の実現に向けて業務を行うことができる。

（知識の継続）

- ・市がこれまで培ってきた知識、経験をもとに、必要な社会教育事業を実施することができる。

●事業・サービス

（公共性の担保）

- ・社会教育法に則り、公の責務である学習機会の提供としての社会教育振興事業を確実に提供できる。

(市民自治力の向上)

- ・これまで本市の社会教育は、市民と行政の連携・協働を基本軸として進められてきており、地域の市民活動や自発的に活動を創出する力を高めていくための社会教育を市職員自らが提供できる。

(市民との協働)

- ・市職員が市民と直接関わりを持ち、活動を支援し、協働で課題解決を行うことができる。

(区行政との連動)

- ・現在、市民館の維持管理を区役所へ事務委任し、社会教育振興事業を区役所が補助執行しているなかで、身近な場所で感じ取れる市民ニーズや区が抱える地域課題に即応した事業展開や、区課題と連動した学びの提供などを実施できる。

直営＋業務委託のデメリット（課題）

●人員体制

(体制)

- ・「市民館・図書館のあり方」に基づく多様なニーズへの対応、新たな取組を含め、事業を進める必要があるが、現行の状態では市職員の負担が大きく、市職員の人員体制を検討する必要がある。

(施設管理)

- ・地区館は、土日及び夜間は管理担当職員を配置していないため、社会教育振興担当の市職員が、管理業務についての対応を行うなど、体制上の課題がある。
- ・分館においては、人員配置の関係からローテーション調整が地区館以上に難しく、夜間開館時は市職員1名の対応の場合もある等、体制上の課題がある。

●事業・サービス

(社会教育振興事業)

- ・地区館においては、土日は管理担当職員はおらず、社会教育振興担当のみで、かつ半数体制になる。また夜間は市職員がいなくなる状況であり、市職員の少ない時間帯での講座運営等が難しい。

②「業務委託の拡充」での実施

既に業務委託しているものに加え、ローテーションの補助や社会教育振興事業等、現在直営で行っているものに、業務委託を拡充する。

業務委託拡充のメリット（効果）

●人員体制

(体制)

- ・既に管理業務については業務委託を進めているが、人員を増強することで、ローテーシ

ョンのケア等ができる。

●事業・サービス

(社会教育振興事業)

- ・社会教育振興事業については、業務補助として活用することになる。作業やイベント時の人工等として活用でき、市職員の負担が減る。

業務委託拡充のデメリット（課題）

●人員体制

(体制)

- ・複数の委託業者が混在しており、それぞれ業務責任者やマネージャーが常駐していない場合もあり、指揮命令系統が難しい場合がある。

●事業・サービス

(管理業務)

- ・業務委託の場合、市の指示のもと契約範囲で業務を行うものであり、あくまで補助として活用することになるため、管理業務についての判断を行うことができない。

(社会教育振興事業)

- ・社会教育振興事業についても、講座の企画等は市職員が引続き行うことになり、民間のノウハウの活用という面では提案の余地が少ない。

③「指定管理者制度」での実施

指定管理者制度で実施する場合は、現在、業務委託を行っている管理業務と社会教育振興事業を市と分担して指定管理者が担うことになる。

指定管理者制度のメリット（効果）

●人員体制

(体制)

- ・民間に任せるところは任せ、市職員は企画、マネジメントや新たな取組等への対応ができる。また、分館や地区館の土日、夜間等、ローテーションが厳しい場所にも柔軟に人員配置ができる。
- ・複数の委託業務の指揮命令系統の一本化が可能になり、業務の連動・一体化による効率的・効果的な事務執行ができる。

(専門性)

- ・社会教育士、社会教育主事などの資格取得者等の専門性の高い人材を業務水準書に示すことで確保し、その知識を活用した事業展開が図れる。(現状は、異動してきた市職員の希望者を資格取得研修に派遣している。)

●事業・サービス

(利用時間)

- ・開館日、時間、時間延長等について、利用者の意見を踏まえた柔軟な体制を取ることができる。

(貸館等館内利用サービス)

- ・現在は、全館共通の運用が中心だが、指定管理者に一定の裁量を持たせ、指定管理者が持つノウハウや人的資源の有効活用により、サービス向上が期待できる。

(社会教育振興事業)

- ・必要な事業は市が指示しつつ、指定管理者の実績や知見を踏まえた提案が期待できる。また、課題に即応した柔軟な対応がしやすい面もある。
- ・指定管理者から自主事業の提案をもらい、他都市等での実績を踏まえた講座や展示等、指定管理者が持つノウハウ等を有効活用できる。

●予算

(予算の形態)

- ・提案時に、指定管理期間全体の収支計画を提出させて、債務負担行為を設定し、複数年で予算を確保するため、長期的な視点で事業の組立てができる。

(収支)

- ・利用料金制を導入することにより、指定管理者が収入を増やす努力を行うとともに、指定の継続につなげるため、費用対効果を踏まえた効率的な運営を行う傾向にある。

指定管理者のデメリット（課題）

●人員体制

(公共性の担保)

- ・最終的な権限は市に残すものの、公共性を保つためのチェックをしっかりと行う必要がある。また、庁内部局とは、市の担当部局を通しての調整が必要になる。

(知識の継続)

- ・これまで市職員が培ってきた経験や知識の継続に課題があり、市と一緒に研修や勉強会を行うことで知識の習得をする必要がある。

●事業・サービス

(市民参画)

- ・ボランティアや市民団体とは、指定管理者も関係づくりを行うが、引続き市が関係性を持っていく必要がある。

<比較表（市民館）> 3つの手法についてそれぞれの項目ごとに比較を行いました。

		①直営+業務委託（現状）	②業務委託の拡充	③指定管理者制度
公共性の担保		市職員の配置により、公共性の担保は確保される。また、庁内部局と連携がとりやすい。	管理業務については①と同様である。社会教育振興事業は、あくまで市が企画等を担うため公共性の担保は確保される。	最終的な権限は市に残すものの、公共性を保つためのチェックをしっかりと行う必要がある。また庁内部局とは、市の担当部局を通しての調整が必要になる。
人員 体制	専門性	(管理業務) 委託業者への発注部分が多くなっており、技術職の配置も必須ではなくなっている。トラブル対応等は責任をもって市が行うことができる。	(管理業務) 既に委託化が進んでおり、拡充する余地は少ない。	(管理業務) 館長等は、業務要求水準書により他都市で実績のある経験者の配置が可能になる。
		(社会教育振興事業) 市職員の資格取得等知識の習得に努めているが、異動サイクルにより専門性確保が難しい場合がある。	(社会教育振興事業) 社会教育士等の有資格者等の確保は難しい場合がある。	(社会教育振興事業) 業務要求水準書に示すことで専門性の高い人材の確保ができる。
	人員 配置	(管理業務) ローテーション等で対応しているが、特に土日夜間等は不在のため、突発的な事案への対応は難しい場合がある。	(管理業務) 人員不足への対応は可能になるが、館長業務やマネジメントを任せるとはできないため、市職員の役割は変わらない。	(管理業務) 館長を含め指定管理者が行う。柔軟で弾力的な人員配置ができる。
		(社会教育振興事業) 地区館では土日は半数体制で夜間は不在になるため、その時間帯での業務は時間外勤務等での対応になる。	(社会教育振興事業) 人員が不足している部分への対応が可能になるが、補助的な位置づけになる。	(社会教育振興事業) 人員が不足している部分への対応が可能になり、事業実施自体を任せるとも可能になる。
	知識の 継続	(管理業務) これまで市職員が培った経験や知識が活用できる。	(管理業務) 既に委託化が進んでいるため①と同様である。	(管理業務) 委託化されている部分を指定管理化するその部分は変わらないが、館長業務等については他都市実績はあったとしても、本市のやり方等を習得させるまで時間がかかる。
		(社会教育振興事業) これまで市職員が培った経験や知識が活用できる。	(社会教育振興事業) 企画立案は市職員が行うため、①と同様である。	(社会教育振興事業) これまで市職員が培ってきた経験や知識の継続に課題があり、市と一緒に研修や勉強会を行うことで知識の習得をする必要がある。

事業サービス	柔軟な利用時間 ※開館日 開館時間 時間延長	市職員の勤務形態によって、柔軟な勤務体制をとることが難しい場合がある。	人員を増やすことで対応できる部分もあるが、利用時間等については、市が決定するため①と同様である。	指定管理者からの提案によって、利用時間の延長等の対応も可能になる。
	貸館等 館内利用 サービス	全館横並びのサービスにしている。	ルールは市が決定するため従来どおりだが、人員配置が増えることでケアできる範囲は広がる。	指定管理者に一定の裁量があり、指定管理者が持つノウハウや人的資源の有効活用により、サービス向上が期待できる。
	施設 管理	市が担い、トラブル等についても責任を持って対応できる。	①と同様である。	指定管理者の館長のもとで実施するため、一定の裁量をもって任せられる一方、市の責任の所在を明確にしておく必要がある。
	ホール 運営	利用者調整、運用含め既にはほぼ全て委託業者が実施している。	①と同様である。	委託業者が担っていた部分を指定管理者が行う。
	施設 修繕等	保守点検は委託、修繕は直営で執行している。	①と同様である。	小破修繕は指定管理者が担当、大きいものは市が行う。
	社会教育 振興事業	予算や要綱に基づく計画に則り実施している。	事業のチラシ作成やイベント時の人員配置等の人工として手伝わってもらうことができる。	必要な事業は市が指示しつつ、他都市等での実績を踏まえたノウハウ等を活用できる。
	自主事業			指定管理者に一定の裁量があり、他都市で効果のあった講座や展示等、指定管理者が持つノウハウ等を活用できる。
	広報	市職員の創意工夫により広報を充実させている。	チラシ作成等の作業について、作業をまかせることができる。	手法やデザイン等、民間の強みを活かせる分野であり、ICT等の活用など他都市で効果のあった新たな取組の展開が期待できる。
	市民参画	ボランティアや市民団体と将来的な視野を持って関係構築が可能である。	職員が基本的な関係構築を図るため①と同様である。	ボランティアや市民団体とは、指定管理者も関係づくりを行うが、引続き市が関係性を持つておく必要がある。
予算	予算の 形態	単年度予算であるため、長期的な展望を立てにくい面がある。	①と同様である。	提案時に、指定管理期間全体の収支計画を提出させて、債務負担行為を設定し、複数年で予算を確保するため、長期的な視点で事業の組立てができる。
	収支 バランス	行政目的を実施するための利用実績等の成果指標はあるが、収入確保やコスト削減により収支バランスを取るという指標はない。	①と同様である。	利用料金制を導入することにより、指定管理者が収入を増やす努力を行うとともに、指定の継続につなげるため、費用対効果を踏まえた効率的な運営を行う傾向にある。

(4) 図書館における検討

各種の視察や調査をもとに、3つの管理・運営手法ごとにメリット、デメリットの整理を行いました。

① 「直営＋業務委託」での実施

直営メインで一部民間事業者等への委託を実施し事業を行う、現在の状況を継続する。

直営＋業務委託のメリット（効果）

●人員体制

(体制)

- ・市職員が、直接、行政目的の実現に向けて業務を行うことができる。

(知識の継続)

- ・市がこれまで培ってきた知識、経験をもとに、必要な図書館サービスを提供することができる。

●事業・サービス

(公共性の担保)

- ・図書館における公共性を確実に担保できる。

(市民との協働)

- ・市職員がボランティアや市民団体等と直接関わりを持ち、活動を支援し、協働で課題解決を行うことができる。

直営＋業務委託のデメリット（課題）

●人員体制

(体制)

- ・「市民館・図書館のあり方」に基づく多様なニーズへの対応、新たな取組を含め、事業を進める必要があるが、現行の状態では市職員の負担が大きく、市職員の人員体制を検討する必要がある。

- ・地区館については、土日は半数体制で、夜間は市職員が大幅に少なくなる状況である。

- ・貸出・返却カウンターや配架、書庫出納等の業務委託はしているものの、ローテーション、休暇対応等の関係から、館長含め市職員もカウンター業務等の対応を行っている。

●事業・サービス

(図書サービス)

- ・地区館との連携により対応は行っているものの、プラザ館においては司書配置率が低くなっている。

(令和4年度 地区館 58.5% プラザ館 12.5%)

②「業務委託の拡充」での実施

既に業務委託しているものに加え、ローテーションの補助や新規利用者登録等、現在直営で行っているものに、業務委託を拡充する。

業務委託拡充のメリット（効果）

●人員体制

（体制）

- ・既に業務委託を進めているが、人員を増強することで、ローテーションのケア等ができる。

●事業・サービス

（事業）

- ・読書普及事業やイベント等については、業務補助として活用することになる。作業やイベント時の人工等として活用でき、市職員の負担が減る。

業務委託拡充のデメリット（課題）

●人員体制

（体制）

- ・複数の委託業者が混在しており、それぞれ業務責任者やマネージャーが常駐していない場合もあり、指揮命令系統が難しい場合がある。

●事業・サービス

（管理業務）

- ・業務委託の場合、市の指示のもと契約範囲で業務を行うものであり、あくまで補助として活用することになるため、管理業務についての判断は行うことができない。

（事業）

- ・読書普及事業やイベント等についての企画等は、市職員が引続き行うことになり、民間のノウハウの活用という面では提案の余地が少ない。

③「指定管理者制度」での実施

指定管理者制度で実施する場合は、現在、業務委託を行っている管理業務と読書普及事業等を市と役割分担して指定管理者が担うことになる。

指定管理者制度のメリット（効果）

●人員体制

（体制）

- ・民間に任せるところは任せ、市職員は企画、マネジメントや新たな取組等への対応ができる。また、土日、夜間等、ローテーションが厳しい場所にも柔軟に人員配置ができる。

(専門性)

- ・図書館司書などの資格取得者等の専門性の高い人材を業務水準書に示すことで確保できる。(現状は異動してきた市職員の希望者を資格取得研修に派遣している。)

●事業・サービス

(館内利用サービス)

- ・現在は全館共通の運用が中心だが、指定管理者に一定の裁量を持たせ、指定管理者が持つノウハウや人的資源の有効活用により、サービス向上が期待できる。

(事業)

- ・必要な事業は市が指示しつつ、他都市等での実績を踏まえたノウハウを活用できる。また、課題に即応した柔軟な対応がしやすい面もある。
- ・指定管理者から自主事業の提案をもらい、他都市で効果のあった取組や展示等、指定管理者が持つノウハウ等が活用できる。

●予算

(予算の形態)

- ・提案時に、指定管理期間全体の収支計画を提出させて、債務負担行為を設定し、複数年で予算を確保するため、長期的な視点で事業の組立てができる。

(収支)

- ・指定の継続につなげるため、費用対効果を踏まえた効率的な運営を行う傾向にある。

指定管理者のデメリット（課題）

●人員体制

(公共性の担保)

- ・最終的な権限は市に残すものの、公共性を保つためのチェックをしっかりと行う必要がある。また庁内部局とは、市の担当部局を通しての調整が必要になる。

(知識の継続)

- ・これまで市職員が培ってきた経験や知識の継続に課題があり、市と一緒に研修や勉強会を行うことで知識の習得をする必要がある。

●事業・サービス

(市民参画)

- ・ボランティアや市民団体とは、指定管理者も関係づくりを行うが、引続き市が関係性を持つておく必要がある。

<比較表（図書館）> 3つの手法についてそれぞれの項目ごとに比較を行いました。

		①直営+業務委託（現状）	②業務委託の拡充	③指定管理者制度
公共性の担保		市職員の配置により、公共性の担保は確保される。また庁内部局と連携がとりやすい。	あくまで市が企画等を担うため公共性の担保は確保される。	最終的な権限は市に残すものの、公共性を保つためのチェックをしっかりと行う必要がある。また庁内部局とは、市の担当部局を通しての調整が必要になる。
人員体制	専門性	市職員の資格取得等知識の習得に努めているが、異動サイクルにより専門性確保が難しい場合がある。	図書館司書等の有資格者の確保は難しい場合がある。	業務要求水準書に示すことで専門性の高い人材の確保ができる。
	人員配置	ローテーション等に対応しているが、特に土日夜間等は人員が少ないため事業実施は難しい場合がある。	人員不足への対応は可能になるが、館長業務やマネジメントを任せるとはできないため、市職員の役割は変わらない。	館長を含め指定管理者が行う。柔軟で弾力的な人員配置ができる
	知識の継続	これまで市職員が培った経験や知識が活用できる。	企画立案は市職員が行うため、①と同様である。	これまで市職員が培ってきた経験や知識の継続に課題があり、市と一緒に研修や勉強会を行うことで知識の習得をする必要がある。
事業サービス	柔軟な利用時間 ※開館日 開館時間 時間延長	市職員の勤務形態によって、柔軟な勤務体制をとることが難しい場合がある。	人員を増やすことで対応できる部分もあるが、開館時間等については、市が決定するため①と同様である。	指定管理者となる団体から、利用時間の延長等の提案をされることが多く、対応できる可能性が高い。
	館内利用サービス	全館横並びのサービスにしている。	ルールは市が決定するため従来どおりだが、人員配置が増えることでケアできる範囲は広がる。	指定管理者に一定の裁量があり、指定管理者が持つノウハウや人的資源の有効活用により、サービス向上が期待できる。
	施設管理	市が担い、トラブル等についても責任を持って対応できる。	①と同様である。	指定管理者の館長のもとで実施するため、一定の裁量をもって任せられる一方、市の責任の所在が不明確になる懸念がある。
	施設修繕等	保守点検は委託、修繕は直営で執行している。	①と同様である。	少破修繕は指定管理者が担当、大きいものは市が行う。
	事業イベント等	図書館ごとに企画・実施している。	事業のチラシ作成やイベント時の人員配置等の人工として手伝ってもらえることができる。	必要な事業は市が指示しつつ、他都市等での実績を踏まえたノウハウを活用できる。また、課題に即応した柔軟な対応がしやすい面もある。
	自主事業			指定管理者から自主事業の提案をもらい、他都市で効果のあった取組や展示等、指定管理者が持つノウハウ等が活用できる。

	広報	市職員の創意工夫により広報を充実させている。	チラシ作成等の作業について、作業をまかせることができる。	民間ならではの強みを活かせる分野であり、ICT等の活用など他都市で効果のあった新たな取組の展開が期待できる。
	市民参画	ボランティアや市民団体と将来的な視野を持って関係構築が可能である。	市職員が基本的な関係構築を図るため、①と同様である。	ボランティアや市民団体とは、指定管理者も関係づくりを行うが、引続き市が関係性を持っておく必要がある。
予算	予算の形態	単年度予算であるため、長期的な展望を立てにくい面がある。	①と同様である。	提案時に、指定管理期間全体の収支計画を提出させて、債務負担行為を設定し、複数年で予算を確保するため、長期的な視点で事業の組立てができる
	収支バランス	行政目的を実施するための利用実績等の成果指標はあるが、コスト削減等により収支バランスを取るといった指標はない。	①と同様である。	指定の継続につなげるため、費用対効果を踏まえた効率的な運営を行う傾向にある。

(5) 直営と民間活用手法（業務委託と指定管理者制度）の比較検討結果

直営での実施の場合、現在の限られた人的資源やノウハウでの対応では、多様なニーズへの対応やサービスの充実に向けて、広がりのある事業・サービス展開を行うためには、難しさがあります。

業務委託の拡充や指定管理者制度については、公共性の担保や、培ってきた知識の継続の部分に注意する必要があるものの、人員体制や、事業サービス面においてメリットがあると考えられます。

(6) 業務委託と指定管理者制度の比較検討結果

業務委託の場合には、あくまで、定めた契約の範囲で業務を行うもので、各業務ごとに委託業者を分ける必要があり、また事業者のノウハウによる創意工夫を活用するという面は少なくなり、市の指示のもと業務を行う体制になります。

指定管理者制度は、館長を含め人員配置や施設の維持管理など市民館業務を受託者に任せ、市が求める業務要求水準に基づき事業者の発想と工夫により運営する体制となりメリットがあると考えられます。

区分	業務委託	指定管理者
運営	委託契約の仕様に沿った運営	業務要求水準書に沿った自主的な運営
人的配置	業務委託した部分のみ受託事業者	館長を含め受託事業者
施設管理	市職員	受託事業者

※業務委託と指定管理者における比較の主なポイント

① 人員体制

委託の場合、人員不足への対応は可能になりますが、企画運営に係る責任を持った対応に関しては、指定管理者制度の方が有効です。また、現行の業務委託では、図書館司書、社会教育士等の資格者の確保は難しいですが、指定管理者の場合は、仕様書に盛り込むことにより資格者活用などの人材確保が可能であり、例えば図書館司書資格等の専門性をもつスタッフを確保し、弾力的な人員配置をすることで利用者の読書相談やレファレンス対応を行う、また社会教育士により、その知識に裏付けされた講座プログラムの企画実施を行うなど、利用者が求める生涯学習支援に寄与することが期待できます。

② 事業・サービス

現行の業務委託では、事業内容は委託範囲に限られます。指定管理者の場合は、受託者の発想や工夫、ノウハウの活用により、独自事業やサービスなどを柔軟に実施でき、各館のニーズに迅速に対応することが期待できます。

③ 施設管理

現行の業務委託では、市の責任による施設管理であることから、施設内でトラブルや緊急事態などの問題が生じた際に、軽微な場合を除き、委託事業者は市に対応の指示を仰ぐ必要があります。

指定管理者の場合には、指定管理者の館長が施設の責任者となるため、施設内で生じた問題には自らの判断で迅速な対応が可能となり、地域や団体との連携もスピード感をもって対応できることから、責任ある施設管理が期待できます。

しかし、市にとっては市職員が施設に常駐しないことから、各施設の状況の把握が希薄となる懸念があります。

検討における結論

本市では、既に直営方式に加え業務委託による民間活用を行っています。多様なニーズへの対応やサービスの充実に向けての体制の構築にあたっては、現在の限られた人的資源やノウハウでの対応は難しく、また、業務委託の拡充においては、業務範囲や民間ノウハウの活用が限定されるため、多様なニーズへ柔軟に対応するには課題があります。

多様なニーズ・課題への対応に向け、民間事業者の発想や工夫、またノウハウ及びマンパワーを有効に活用し事業サービスをさらに進めていくため、これまでの本市が培ってきた知識や経験の継続や、公共性にしっかりと配慮したうえで、市民館及び図書館の新たな管理運営手法として、「指定管理者制度」の導入を行います。

4 指定管理者制度導入の効果

指定管理者制度を導入することによる効果といたしまして、「今後の市民館・図書館のあり方」の3つの基本方針に示された具体的な取組みを推進していくにあたって、指定管理者のノウハウ・マンパワーを活用しながら進めていくことにより、従来からの市民館・図書館のサービスを底上げするとともに、多様なニーズへの対応や未利用者へのアプローチを行い、市民館・図書館がより有効に活用されるとともに、利用満足度の向上が期待されます。

また、民間事業者等のノウハウを活用するとともに、市職員のマンパワーを補完し、市職員が生涯学習支援事業をより地域の様々な場所で展開することで、地域での生涯学習支援事業を通じて「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」を促し、市民の地域活動の活性化につなげます。

生涯学習支援事業を通じた地域活動が活発に行われることによって、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」や「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく事業と相まって、地域の抱える課題に対して、市民協働で解決していくことにつながっていきます。

指定管理者制度を導入した他都市の例等も踏まえ、本市において指定管理者を導入した場合の具体的な効果としては以下のようなことが考えられます。

(1) 市民館における指定管理者制度を導入した場合の想定効果

【市民が集う利用しやすい環境づくり】<行きたくなる>

①施設のオープンスペースを活用した施設利用の促進

これまでの利用者層に加えて、子どもから高齢者まで気軽に市民が集える居場所として、館内スペースの有効活用を図り、交流や情報交換ができる居場所づくりに柔軟に対応することを目指します。

●柏市文化・交流複合施設：パレット柏（千葉県柏市）

オープンスペースは、普段は、誰でも自由に、打合せや交流に利用できる。有料貸切スペースとしてイベント等にも使用できる。無料で Wi-Fi が利用でき、子どもを遊ばせるキッズスペースもある。他の利用者の迷惑にならない範囲で、軽食程度ならば、飲食もできる。



●小金井 宮地楽器ホール（東京都小金井市）

エントランスロビーなどの一部分について、範囲を区切り、占有利用できるようにしている。貸出のない時間帯は誰でも自由に使えるスペースとなっている。

展示、体験講座、ワークショップ等に利用

料金設定：1㎡当たり 100円



②他都市でのノウハウを踏まえた社会教育プログラムの充実

指定管理者が他自治体で運営する公民館や複合施設での経験や実績を参考に、社会教育振興事業について、従来からのメニューの充実に加え、あらゆる世代に向けた魅力ある新たな講座プログラムの推進等により、集客力の向上、市民館機能の充実を図ります。

●九段生涯学習館（東京都千代田区）

ちよだ生涯学習カレッジは、1年制で、授業は全27回、月2回夜の新しいタイプの区民カレッジ。独自のカリキュラム、第一線で活躍する実力派の講師陣、同じ志を持った魅力的な新しい仲間と濃密な1年間を過ごすことができる。この他にも、子どもを対象にした学習講座ジュニアカレッジや子育て世代の保護者向け講座の家庭教育学級を実施。



ちよだ生涯学習カレッジ

●中央区立社会教育会館（東京都中央区）

体験教室である「文化のリレー」は、社会教育を行う団体と小学生などの子どもをマッチングし、放課後活動として、伝統文化や遊びなどを継承する。

中央区立社会教育会館では、中央区の目指す「心の通うまちづくり」をテーマに、生涯学習・社会教育活動を通じて「学ぶことの楽しさ」を提供している。



「文化のリレー」
親子蕎麦打ち一日体験教室

③未利用者層への訴求効果の高い自主事業の推進

これまであまり市民館を利用してこなかった層に対して、市民館を知ってもらい、ユーザーになってもらうため、若い世代や働く世代の参加しやすさに配慮した休日や夜間の事業実施、利用の少ない時間帯の活用や、短い期間や単回で講座を開催するなど未利用者層に対して訴求効果の高い指定管理者の自主事業が期待できます。

●柏市文化・交流複合施設：パレット柏

(千葉県柏市)

市民の新しい発見の場、出会いの場、創造の場、仲間との趣味の場、学びの場として利用できる施設。

自発的、能動的、創造的な活動で、未来のまちづくりを考える場となることが期待されている。

小学生向けの絵本づくり講座やオープンスペースを活用した講座などを開催。



日曜日に開催される講座のチラシ

●有馬・野川生涯学習支援施設：アリーノ（川崎市）

地域の市民活動支援事業として子ども食堂を実施。子どもの居場所づくりや地域住民同士の交流の場の提供などを目的に立ち上げられた。当初は、子どもや保護者を対象として実施していたが、地域での多世代交流を促すために、利用対象者を高齢者まで広げた。月2回の開催日には、地元農家から提供された野菜などを使って作られるメニューが好評。



子ども食堂の様子

④ ICTを活用した積極的な情報発信

これまでのチラシ、ホームページ等での広報に加え、市民館未利用者等あらゆる世代に向けた、多角的な情報発信により、市民館の利用を促進します。またSNSやメールマガジン等ICTを活用したPRを効果的に行います。

● すみだ生涯学習センター：ユートリヤ（東京都墨田区）

すみだ生涯学習センターは、施設の貸出し、学習相談コーナーの運営、講座・セミナーの実施などを行っている。

情報紙「つながり」は、新聞折り込みの他、区役所、区内各駅・信用金庫・公衆浴場・病院などに設置している広報スタンド等や主な区施設に置いてある。

また、公式Twitterでは、講座・イベント情報や施設からのお知らせを配信している。例えば、様々な用途に使える24室の貸室の魅力を配信している。

「向島・庭つながり活動」では、向島百花園の庭師と学びながら、江戸の園芸仕立てで朝顔を育てる講座を実施しており、施設の近所のお店に「朝顔サポーターショップ」になってもらい、お店の軒先で朝顔を育て、「#朝顔つながり」というハッシュタグをつけて発信中。



情報紙「つながり」



「#朝顔つながり」

【多様な市民ニーズに対応した学びの支援】 <まちに飛び出す>

⑤地域の身近な場所での学びの場づくり

身近な場所での学びの場づくりのため、出前授業、講師派遣、地域イベントへの出店等、市民館内にとどまらないアウトリーチ施策について、積極的に実施いたします。

指定管理者に一部業務を任せることで、市職員が積極的に地域に出ることが可能になり、地域の身近な場所での学びの場の提供や社会教育振興施策の実施が可能になります。指定管理者も市職員と連携し、民間のノウハウと発想により、積極的に地域との関わりを強めることで、市民が市民館に求めるものと市民館の提供するサービスをマッチングさせ、市民館の価値を高めます。

また、これまで市民館を利用しなかった市民に対するアプローチを民間の発想で展開することで市民館未利用者層への利用促進を図り、地域に根差した市民館につなげていきます。

●いわき芸術文化交流館：アリオス（福島県いわき市）

“生活支援型アートセンター”として、市民が心豊かな生活を送れるよう、地理的な事情やその他の理由で劇場に足を運ぶことが難しい方々や、未来を担う子どもたちを対象に公民館や地域のコミュニティ施設、小中学校などでアウトリーチ事業を実施。

音楽・演劇・身体表現等のジャンルで、様々なアーティストによる鑑賞や体験プログラムを開催している。



おでかけアリオス

●富士見市民文化会館：キラリ☆ふじみ（埼玉県富士見市）

地域の物産展と地域の人々が交流する場と、国内外の大道芸やサーカスを組み合わせたイベントを実施。

市内や近隣から農業や商店などの人たちが集まり、特産の品々の販売や、親子で楽しめるイベントを開催。



サーカスバザール

●北区文化センター（東京都北区）

学習機会の提供として、健康増進、国際交流、情報活用、教養講座などの「区民講座」、利用団体との協働により開催する「区民協働講座」、主に夏休みや土曜日・日曜日に開催する「子ども講座」、パソコン講座、知識や資格取得を目指す講座、料理教室、歌声喫茶、寄席などの「自主事業」を実施。

学習情報の提供として、施設のリニューアルの際に、生涯学習情報コーナーを開設した。施設で学習相談に応じるだけでなく、ふるさと北区区民まつりで出張学習相談も実施。



生涯学習相談コーナー



出張生涯学習相談

⑥図書館と連携した相乗効果による魅力ある取組の推進

市民館のイベントに関連した図書館での企画展示の実施、スタンプラリーやこどもイベント等両館での共通イベントの実施、市民館や図書館ボランティアの双方の施設での活動等、両館の資源を活用した相乗効果による、魅力ある取組を実施いたします。

●大和市文化創造拠点：シリウス（神奈川県大和市）

図書館、芸術文化ホール、生涯学習センター、屋内こども広場等の複合体。各施設の融合・連携を図るため、運営には指定管理者制度を導入。施設全体を一つの図書館空間とみなし、運営を工夫している。

例えば、with コロナ時代における読書推進、子育て支援、生涯学習支援として、「子育て応援！オンライン講座～親子で楽しむこどもの読書週間」と題し、屋内こども広場のプレイリーダーによる、オリジナル紙芝居や仕掛けシアターの読み聞かせと、物語の世界と連動するからであそび、親子あそびを行った後、こども図書館のスタッフから、絵本の選び方、読み聞かせのコツなどを話すイベントを実施。



●足立区東和地域学習センター（東京都足立区）

料理教室・和室などの生涯学習機能、図書館の学びのフロア、トレーニング施設や体育館といったスポーツ機能の特性を活かし、3分野で連携し様々な生涯学習の機会を提供している。

例えば、「ちょい読み」とは、文化芸術や運動・スポーツに親しむ人が読書にも「ちょっと親しんでいただく」ことをねらいとする取組。



「ちょい読み」
親子ヨガ+ブックトーク

⑦新しい生活様式に対応したICTを活用した学びの提供

新しい生活様式への対応として、オンライン講座や在宅での学習を支援するデジタルコンテンツ配信等について積極的な活用を図り、新たなユーザーを獲得する取組を進めます。

●すみだ生涯学習センター：ユートリヤ（東京都墨田区）

- ・オンラインを活用し、オリジナルの水族館の制作講座を実施。指令書や材料が届いて、ゲームをしたり、朗読をしたり、楽しく遊んでつくる、あっという間の90分。ふしぎな「チンアナゴ」を、ふわふわの布とピカピカの布で作って、ユートリヤ水族館を作成。



オンライン講座の指令書と材料の一部

・公式 Youtube チャンネル

利用者やボランティアの方に講師になってもらい、動画を作っている。ダンス、キッズヨガ、手作りバッグやおもちゃ作りなど、わが街「すみだ」の魅力に触れ、知的好奇心をくすぐる講座などを公開中。



Youtube「おうちでできる〇〇動画」

【多様な主体の参加と協働・連携による地域づくり】<地域の“チカラ”を育む>

⑧ ボランティア等の育成、多様な主体との協働・連携による市民創発の取組

指定管理者と連携しながら、引続き、市民が参画する市民館サポートボランティアを養成・育成するとともに、市民館で活動する研究会・サークルや、様々な地域の活動主体（企業、大学、NPO法人、地域団体等）とのコーディネートに、さらに力を入れることにより、市民創発の取組を後押しします。

● 柏市文化・交流複合施設：パレット柏（千葉県柏市）

- ・「子育て・環境・防災フォーラム」は、3つのテーマで、柏市で活躍する市民団体とともに、柏での暮らしを楽しむ、そして暮らしを考える子どもから大人まで楽しめるイベントを開催。
- ・「パレット柏 de 文化祭」は、太極拳、吹き矢体験、コンサート、川柳、読み聞かせ、健康体操、手作り教室など、活動内容のアピール、日頃の成果の発表会や新規会員の募集の場として実施。



子育て・環境・防災フォーラム チラシ



パレット柏 de 文化祭 チラシ

● 東根市公益文化施設まなびあテラス（山形県東根市）

「まなびあテラスサポーターズクラブ」

複合施設「まなびあテラス」全体のサポーター。18歳以上の一般サポーターのほか、中高生からなるティーンズサポーターも活動。書架整理や展示替えサポート、イベント補助等のプログラムから自由に選択して参加。

活動特典として施設内カフェのドリンク無料券や展覧会無料観覧、ワークショップ優先参加権等を取得可能。



●北区立文化センター（東京都北区）

地域理解講座「北区の商店街を歩く」は、北区の商店街を歩く講座。施設の職員2～3人が同伴し、10か所程度の立ち寄り先を巡りながら商店街を歩く。立ち寄り先の商店では各店主からクイズを出してもらう。この講座をきっかけに、特別講座「北区の名品を味わう」「北区にくらす・はたらく」「北区の専門店に学ぶ」などの新たな講座が誕生するなど、地域に学び、顔が見える関係づくりを目指している。



特別講座「北区の商店街を歩く」

(2) 図書館における指定管理者制度を導入した場合の想定効果

【一人ひとりの市民が使いやすいしくみづくり】<行きたくなる>

①利用時間の拡充検討等、市民が利用しやすい環境づくり

他都市では、指定管理者導入の際、事業者より開館日の増加や開館時間延長等の提案を受ける事例があり、そういった場合には、今まで利用できなかった方の利用が促進されることで、図書館利用者の増加を図ることが可能になります。

●船橋市図書館（千葉県船橋市）

1館を市直営として残した上で、3館に指定管理者制度を導入し、毎週月曜日としていた休館日を毎月最終月曜日を除き開館し、より多くの方に図書館の利用を促した。

また、平日の開館時間を20時までとして、今まで図書館を利用できなかった利用者層への利用を促進した。

●江東区立図書館（東京都江東区）

月曜日開館、開館時間（平日、日曜祝日）を延長した結果、図書館利用者アンケートでは、利用者の満足度（「満足」又は「おおむね満足」）が向上。

【開館時間】平成30（2018）年度：69% →令和2（2020）年度：85%

【開館日数】平成30（2018）年度：69% →令和2（2020）年度：86%

令和元（2019）年度導入館では、来館者数が4館全体で約6%増加した。

②様々な層へ向けた図書関連サービスの充実

(子ども関連サービス)

子どもにとって図書館を魅力ある場所とするため、児童サービスに対する専門性を高めながら子どもの読書活動を推進していきます。

また図書館事業として、出張おはなし会や読み聞かせイベントの充実を図るほか、学校訪問、図書館見学や職場体験の受入などに今まで以上に積極的に取り組み、子どもへの読書環境の提供・社会教育支援を行います。

●船橋市図書館（千葉県船橋市）

第一木曜日に行われていた「えほんの会」を毎週開催。乳幼児（0～3歳）を対象とした絵本の読み聞かせ会「えほんの会」を毎週行うことで、図書館に来るきっかけを増やし、子どもの読書活動の推進につなげる。



えほんの会

●江東区立東雲図書館（東京都江東区）

「親子で楽しむ絵本ライブ」では、楽器を利用した臨場感あふれる読み聞かせや自作のパネルを利用した言葉当てクイズ、パントマイムや皿回しなどを交え、普段とは違った雰囲気での読み聞かせを実施。



親子で楽しむ絵本ライブ

●さいたま市立大宮図書館（埼玉県さいたま市）

・育児コンシェルジュにより、子育てに関する本の案内や、子連れの方への図書館利用のお手伝いを行うサービスを実施。

・託児サービスを実施し、保育士や幼稚園教諭の資格を持つスタッフがお子さんを預かり、日ごろ一人でゆっくり本を読むのが難しいお父さん・お母さんへの時間を提供している。



「わたしの自由時間」

(高齢者関連サービス)

生涯学習としての各種講座の開催や、朗読会の実施など館内でのサービスの充実に加え、高齢者施設等での出張おはなし会の実施など館外の事業展開を行います。

●船橋市中央図書館（千葉県船橋市）

高齢者の情報格差の解消を目的として、シニア向け I T 講座等を開催。

例えば、「シニア向け I T 講座～今よりもっと LINE を使いこなしてみませんか～」を開催。



「シニア向け I T 講座」

●江東区立東大島図書館（東京都江東区）

「大人の学び教室 現代俳句講座」を開催。その場でお題を出す席題で、即興での俳句作りに挑戦したり、事前に提出した俳句について、参加者が選句し、感じたことや想いを話し合うなど、俳句講座でしか味わえない体験を提供。



「大人の学び教室 現代俳句講座」

(外国人等多文化共生関連サービス)

外国の文化に触れる読書環境の整備として、企画展示や自主事業の開催等により、外国人のみならず一般の利用者も多様な文化に触れる機会を創出します。また子ども達が外国語や文化に気軽に接する場所としての事業展開を図ります。

●さいたま市立大宮図書館（埼玉県さいたま市）

- ・「親子 de 多言語」として、他の国の言葉をとおして、親子で世界にふれるイベントを実施。「いろんなことば de おはなし会」ではミャンマー語と手話でのおはなし会をオンラインで開催するなど様々な取組を実施。
- ・「多言語交流会」では、講師が母国語で出身国のお話等を行う。ベンガル語のおはなしやワークショップ、スリランカの方が絵本を通して文化を紹介する等。



③利用者の関心にあわせた企画展示の充実

利用者の関心が高い企画展示コーナーの設置や、市民館や関係機関の事業、イベントとの連携等により、連動した付加価値の高い情報提供が可能となり、利用者の興味や、利用者が抱える課題解決に向けたサービスの提供を行うことができます。

●船橋市中央図書館（千葉県船橋市）

船橋小学校では、「おはなし給食」として、本のなか
に登場する料理が給食に出る。中央図書館では、この
「おはなし給食」にあわせて本の展示と給食の写真を
展示。



企画展示「本からとびだした料理たち」

●江東区立東陽図書館（東京都江東区）

児童閲覧室で絵本の原画展を実施。芸術性あふれる
絵本の原画を展示し、児童を中心とした多くの利用者
の想像力や感性を刺激し、本や読書への興味・関心
をもってもらうきっかけを提供。



原画展「災害で消えた小さな命」

⑤他自治体でのノウハウやボランティア等との連携に基づく自主事業の推進

指定管理者が他都市で運営する図書館での経験や実績を参考に、ボランティアや関係機関との更なる連携を図ります。おはなし会や生涯学習講座の開催など図書館の機能を充実させ、生涯学習の施設として、従来からの図書館事業に加え自主事業の充実を図ります。

●さいたま市立大宮図書館（埼玉県さいたま市）

- ・「創業相談 TIME in さいたま市立大宮図書館」では、日本政策金融公庫と連携して、創業についての素朴な疑問や事業計画書の書き方などの創業相談会を開催。また、ビジネス書コーナー常設によるビジネスサービスの充実を図っている。



常設のビジネス書コーナー

- ・「図書館俳句ポスト」を、施設内の文学資料コーナーに設置。季節の季語を使用した俳句、又は自由な題で作る俳句を募集している。優秀作品に選ばれた方の句は、大宮図書館内で掲示される。



俳句ポスト

- ・他にも、百人一首を使った『ぼうずめくり』というカードゲームである「百人一首であそぼう！ぼうずめくり大会」（小学生向け）、自身の経験や仕事について語るトークイベント「としょかんハロワ！」（中高生向け）、和紙で干支を折る「大人の折り紙講座」など、様々なイベントを開催。

【多様な利用ニーズに対応した読書支援】<まちに飛び出す>

⑥自動車文庫「たちばな号」を活用したアウトリーチの展開

現在 21 か所に回っている自動車文庫について、回送ポイントでのカフェイベントやおはなし会などのイベントの実施などの検討を進めることにより、地域の賑わい創出につながります。

●えびの市民図書館（宮崎県えびの市）

「山の日」にちなんでえびの高原で開催される「霧島山モンテフェス」に移動図書館車で参加し、来場者に屋外での読書機会を提供。

職員で結成した読み聞かせグループの他、県内他市のメンバーも駆け付け、広場でおはなし会を開催。



広場でのおはなし会

●指宿市立図書館（鹿児島県指宿市）

指宿市では市内 5 か所の拠点施設の事業者と協働で、それぞれの施設を、誰もが自由に出入りができ、アイデアや意見の出しやすい場として環境を整備し、地域づくりに関心のある幅広い市民が気軽に集い、交流し、連携を生み出す場となることをめざす「シビックカフェ事業」を展開。指宿図書館では、「地域を知る、図書館を知る、地域と図書館がつながる」をテーマに、山川図書館では、「本と人々が紡ぐ出会いの場づくり」をテーマに各種イベントを行っている。

指宿市立図書館を運営する指定管理者のNPO法人「そらまめの会」では、「本と人をつなぎ、人と人とのつながりが生まれるような場」をめざし、ブックカフェのプロジェクトを立ち上げ。図書館までなかなか足を運ばない子どもや高齢者に本を届けるだけでなく、『本のある空間』を届けることで、そこで交流が生まれ、多くの人がつながり、地域をより活性化させるきっかけを作っている。



指定管理者のブックカフェ号

⑦読書アクセシビリティの向上に向けたICT等を活用した取組

令和5年度に更新予定の図書館総合システムや新たなツールを活用し、これまで訴求しきれなかった課題や読書アクセシビリティへの対応、新しい生活様式への対応など、多様なニーズに対しての機動的に対応を検討します。

●東大阪市立図書館（大阪府東大阪市）

市では、GIGAスクール構想により、市立小中学校及び高等学校に配付されているタブレット端末を用いて「ひがしおおさか電子図書館」サービスが利用できるよう、全ての児童・生徒に電子図書館IDを付与している。

児童・生徒は現在4万点を超える電子書籍の中から最大3点まで借りることが可能で、家庭での読書だけでなく、朝の読書活動や調べ学習にも積極的に活用している。



タブレットの活用

【地域や市民に役立つ図書館づくり】<地域の“チカラ”を育む>

⑧地域との連携強化による地域に根差した図書館に向けた取組

指定管理者導入により、市職員と連携し、民間のノウハウと発想により積極的に地域との関わりを強めることで、市民が図書館に求めるものと図書館の提供するサービスをマッチングさせ、図書館の価値を高めます。

また、地域との連携を深め、これまで図書館を利用しなかった市民に対するアプローチを民間の発想で展開することにより、図書館未利用者層への利用促進を図り、地域に根差した図書館としての施策を進めます。

●船橋市中央図書館（千葉県船橋市）

昔の船橋（本町通り商店街）の写真を図書館で掲示。また、オンライン講座「船橋市の昔と今を伝える本町通り商店街の昔と今」を開催するなど、本町通り商店街組合と毎月第三火曜日に会議を開催し、連携している。



本町通り商店街組合との連携

●江東区立豊洲図書館（東京都江東区）

近隣病院と連携し、医師推薦の図書コーナーを設置。医師の推薦コメントの掲示や展示図書リストを作成し、配布もしている。

また、近隣の医療系大学の教授による講座を開催。区民の関心が高い「健康」をテーマに、健康増進のポイントを解説。



豊洲近隣病院推薦図書コーナー



豊洲近隣大学連携講座

⑨効率的・効果的なレファレンスの推進

指定管理者制度の導入に伴い、市職員の図書館司書と密接に連携しながら司書資格者を有効にレファレンスに活用し、効率的・効果的なレファレンスを行います。レファレンスについては、様々なレベルの相談がありますが、市で培ってきたレファレンス手法についても共有を図り、より利用者に寄り添ったレファレンスを実施します。利用者の読書相談や課題解決の場として、より効果的に図書館を活用してもらえ環境整備を行います。

●さいたま市立大宮図書館（埼玉県さいたま市）

専門性確保の目安として、指定管理者職員の司書資格所有率を75%以上とする。レファレンスカウンターには、図書館の勤務経験年数3年以上を有する者を配置するほか、文学資料室には、学芸員の資格を有し、文学資料に関わる業務の能力を有する者を担当者として配置している。

5 指定管理者制度導入（市民館）にあたって

（１）指定管理者制度導入にあたっての視点

指定管理者制度の導入にあたっては、以下の視点を念頭に進めてまいります。

①社会教育法に基づく社会教育振興の継続

社会教育の振興については社会教育法に則り教育委員会がその責務を果たしていく必要があります。指定管理者の知見やマンパワーを活用しつつも、市がしっかりとマネジメントを行い、すべての市民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際の生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めていく必要があります。

②市民館運営の継続性の確保

指定管理者制度では、指定期間が定められているため、事業内容の蓄積や、施設の安定性確保（従事者の短期間雇用と低賃金等）といった課題が指摘されています。そのため市職員が指定管理者のマネジメント、モニタリングを行い、市がこれまで培ってきたサービスの経験等を喪失することなく、市が責任をもって事業者と一体となった運営を行うことが必要になります。

また、サービスの実施にあたり、市職員と指定管理者が情報共有と相互理解を図ることで、利用者サービスの向上を図ります。指定管理者の経験や知識の少ない公的要素の強い業務については、市の指導の下、利用者サービスが向上できるように事業を推進します。

指定管理者は、市民団体やボランティア等との関係を構築するとともに、市も主体的に関わりを継続し、地域人材の育成を行います。

さらに、指定管理者選定にあたって、従事者の適切な労働環境が保てるように確認するなど、利用者サービスが低下することなく、安定的なサービスが提供できるよう運営を行います。

③市と指定管理者との意思疎通

指定管理者制度は、市と指定管理者との適切なパートナーシップにより、官民双方の強みを活かしながら効果を十分に発揮できるよう、制度を運用していくことが重要です。指定管理者制度の運用にあたっては、お互いを対等なパートナーとして認め合い、コミュニケーションを図るとともに、協力して効率的・効果的な施設目的の達成を目指します。市が施設の業務をしっかりと把握し、指定管理者と意思疎通を図ることで、地域ニーズの把握を行うとともに、市の意向を踏まえた運営を行います。

また、市と指定管理者との定例的な会議の実施に加え、館長レベル、実務者レベルな

ど様々なレベルでの打ち合わせを随時行い、市が進める生涯学習施策の方向性の確認や利用者ニーズの共有を図り、これまで継続してきたサービスを停滞させず、新たに発展的取組を行います。

さらに、市は、仕様書に定める業務が確実に履行されているかを確認するために、指定管理者に報告書等の提出を求めて内容をチェックするとともに、施設の維持管理状況やサービスの質など報告書だけでは確認できない事項については、実地調査やスタッフへのヒアリング等により確認します。

④市職員及び指定管理者の人材育成

市職員においては、指定管理者のモニタリング、マネジメントを行うためのスキルを身に付ける必要があります。また、これからの社会教育を指定管理者とともに更に拡充し、区域全体で幅広く行うために、企画能力やコミュニケーションスキルなどの能力がこれまで以上に求められることとなります。そのための市職員の人材育成をこれまで以上にしっかりと行う必要があります。

また、指定管理者に対しては、市における社会教育の視点、これまで培ってきたノウハウ等を伝え、継承していく必要があります。そのためには指定管理者に対してしっかりと指導を行う必要があります。

市民館に関わる職員全てが社会教育やまちづくり・地域づくりに対する理解を深め、市職員と指定管理者が相互に高め合い、相乗効果による能力向上を目指します。

(2) 市と指定管理者の役割分担

市民館では、これまでの市民館運営で培ってきた経験を活かし、効率的・効果的な市民館運営を引続き実施するとともに、多様な主体や関係部署との連携を一層深め、多様なニーズへの対応や、区域全体で生涯学習施策を推進する必要があります。

そこで、指定管理者制度を導入し、効率的・効果的な市民館運営とともに事業サービスの向上を図るため、市がマネジメントを行うことを前提としつつ、市と指定管理者の役割分担を行い、事業を推進します。

それぞれの役割の考え方については以下の通りです。

①現在、業務委託にて実施している施設管理業務（貸館、ホール運営、施設維持管理等）については、指定管理者が中心に担うこととします。

②社会教育振興事業については、市と指定管理者でそれぞれの役割を担い、連携して事業を行います。基本方針や事業の方向性等については市が定め、事業の運営等については指定管理者のノウハウやマンパワー等を活用し、取組を進めることとします。

○講座内容の決定に関しては市が行う。その企画や内容検討においては、指定管理者の

知見を活用する。講座の運営に関しては指定管理者が中心となって行う。

- 地域で活動する団体やボランティアの育成、協働・連携、その活躍の場の提供に関するについては、市と指定管理者が連携して行う。
- 生涯学習施策の推進における社会教育関係団体の支援については、指定管理者と連携しながら、市が中心となって行う。
- 運営に関わる審議会等については市が行う。

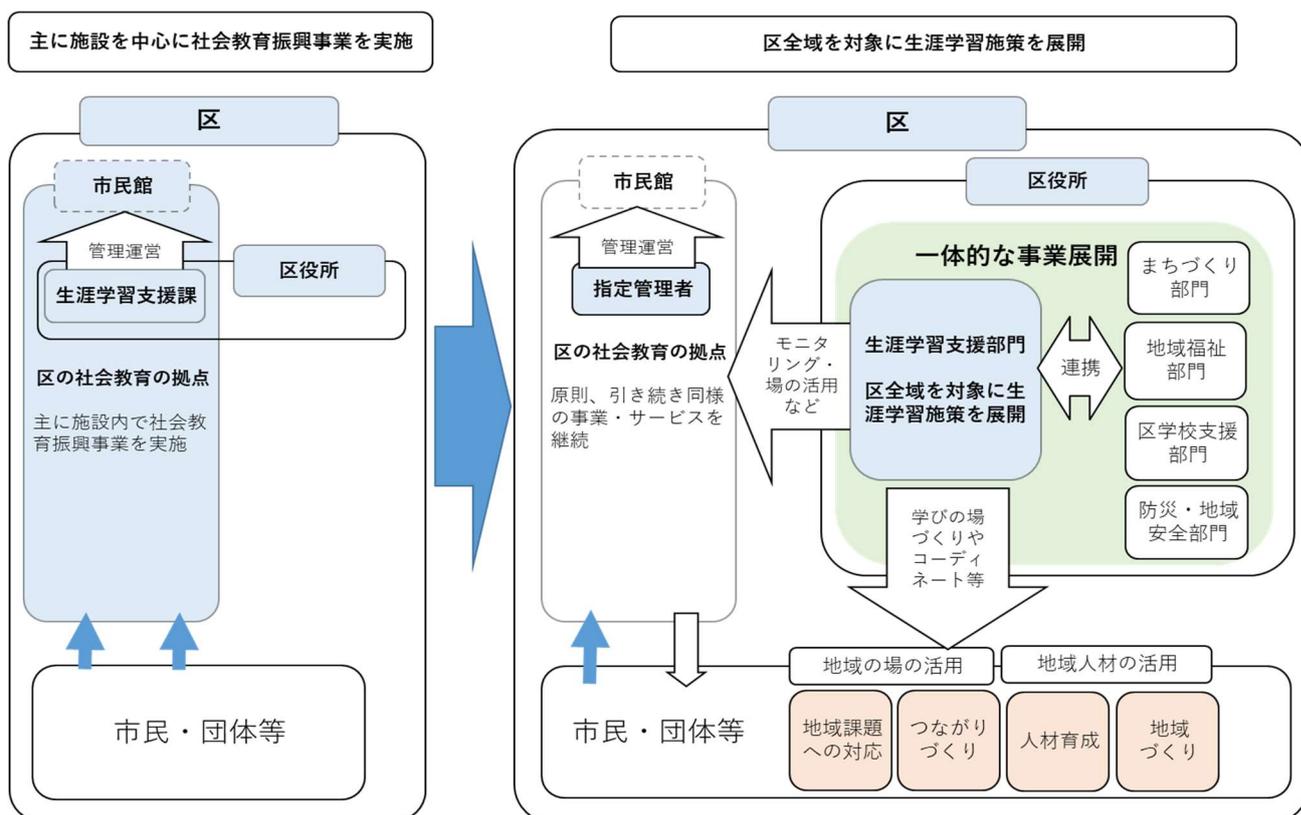
(3) 区における生涯学習支援部門

従来からのニーズに応えつつ、新たな事業・サービスの提供を展開するために、館の運営や社会教育振興事業について、指定管理者に一部まかせることで、市職員のマンパワーを補完し、市職員は本来取り組むべき、企画や新たな打ち出しに注力していきます。

区の生涯学習支援部門については、区役所のまちづくり部門、地域福祉部門等と連携し、アウトリーチや地域づくりを進めてまいります。

(区生涯学習支援部門の業務イメージ)

- 区における生涯学習施策の企画・立案及び実施
 - 地域人材の育成、講座の実施、団体との連絡調整、区内施設との連携など
- 指定管理者に関すること
 - 指定管理者との契約等の全体調整
 - 市民館地区館・プラザ・分館のモニタリング
- 区役所内のまちづくりを担う組織と連携した地域の課題解決事業の実施



(4) 指定管理者制度の導入形態

学びを通して、人・つながり・地域づくりを支える生涯学習の拠点を目指す市民館は、学びの成果と、住み慣れた地域がもっと住みやすくなるような活動とがつながる好循環が生まれるような地域づくりを進める必要があります。

一方、市民館には多様なニーズ等へ対応するため、様々な役割が加わってきており、このニーズに対応するため、民間事業者のノウハウやスキル、マンパワーを積極的に活用することで市民サービスの向上が期待されます。

現在、本市の市民館は、地区館として各区に1館ずつ7館（川崎、幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生）整備されており、またそれ以外に市民館機能と図書館機能を併せ持つプラザが4館（田島、大師、日吉、橘）、市民館機能のみの分館が2館（菅生、岡上）設置されています。

どの市民館に指定管理者制度を導入するかについては、一部館、全館の2つのパターンが考えられます。

①一部館に指定管理者制度導入

一部を指定管理者とする場合、直営館が残り、指定管理者制度の効果を見極めながら直営館とともに事業が進められます。一方、全市的に統一性をもって、生涯学習支援部門が、区のまちづくり部門や地域福祉部門と連携し、区全域における社会教育振興や地域づくりを強化していくという目的遂行にあたっては、難しさが残ります。

②全館に指定管理者制度導入

全館を指定管理者とする場合、統一性を持った生涯学習支援施策の推進が図られます。市の経験や業務知識の継承に注意を払う必要がありますが、生涯学習支援部門は引き続き存在し、指定管理者への指導・評価が可能です。また、社会教育振興事業についても、マネジメントは市が担い、民間のノウハウを活用しながら進めていくことが可能になります。

No	運営形態	結果
①	一部館を指定管理者	△
②	全館を指定管理者	○

2つのパターンを比較検討し、区全域における社会教育振興や地域づくりを強化していくという目的遂行、及び統一性を持った生涯学習支援施策の推進のために、②を基本として指定管理者制度の導入を進めます。

結 論

区生涯学習支援部門の役割や位置づけを整理し、マネジメント・モニタリングができる体制を構築したうえで、市民館全館に「指定管理者制度」を導入します。

6 指定管理者制度導入（図書館）にあたって

（１）指定管理者制度導入にあたっての視点

指定管理者制度の導入にあたっては、以下の視点を念頭に進めてまいります。

①社会教育法に基づく社会教育振興の継続

社会教育の振興については、社会教育法に則り教育委員会がその責務を果たしていく必要があります。指定管理者の知見やマンパワーを活用しつつも、市がしっかりと企画、マネジメントを行い、すべての市民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際の生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めていく必要があります。

②選書・蔵書の中立性の確保

図書館の運営には魅力的な蔵書構成を構築することが必要ですが、そのためには、地域の特性や市民ニーズなどを踏まえた選書を行う必要があります。すなわち、図書館で定めている資料収集基準に合致しているか、利用者の文化・教養・調査研究等に資するか、類似図書の有無の確認、図書館として蔵書の必要性があるのかなどの幅広い検討が必要となります。

そのため、現在、中原図書館を中心に行われている集中選定制度の体制を継続するとともに、引続き資料収集基準に基づいた一貫した選書方針を堅持し、選書の継続性・中立性を担保していきます。

蔵書構成に影響のある除籍についても、選書同様に市が最終的な責任を持って行う必要があります。

③効率的・効果的なレファレンスサービスの実施

図書館の重要なサービスとしてレファレンス業務があります。通常の司書スキルによるレファレンスサービスに加え、市がこれまで培ってきたレファレンス手法や地域性等をしっかりと継承し、また指定管理者と市職員の図書館司書が密接に連携することで、より効率的・効果的なレファレンスサービスを行う必要があります。

④図書館運営の継続性の確保

指定管理者制度では、指定期間が定められているため、事業内容の蓄積、図書館の安定性確保（従事者の短期間雇用と低賃金等）といった課題が指摘されています。そのため市職員が指定管理者のマネジメント、モニタリングを行い、市がこれまで培ってきた図書館サービスの経験等を喪失することなく、市が責任をもって指定管理者と一体となった運営を行うことが必要になります。また、サービスの実施にあたり、市職員と指

定管理者が情報共有と相互理解を図ることで、利用者サービスの向上を図ります。指定管理者の経験や知識の少ない公的要素の強い業務については、市の指導の下、利用者サービスが向上できるように事業を推進します。指定管理者は、市民団体やボランティア等との関係を構築するとともに、市も主体的に関わりを継続し、地域人材の育成を行います。

さらに、指定管理者選定にあたって、従事者の適切な労働環境が保てるように確認するなど、利用者サービスが低下することなく、安定的なサービスが提供できるよう運営を行います。

⑤市と指定管理者との意思疎通

指定管理者制度は、市と指定管理者との適切なパートナーシップにより、官民双方の強みを活かしながら効果を十分に発揮できるよう、制度を運用していくことが重要です。指定管理者制度の運用にあたっては、お互いを対等なパートナーとして認め合い、コミュニケーションを図るとともに、協力して効率的・効果的な施設目的の達成を目指します。市が施設の業務をしっかりと把握し、指定管理者と意思疎通を図ることで、地域ニーズの把握を行うとともに、市の意向を踏まえた運営を行います。

また、市と指定管理者との定例的な会議の実施に加え、館長レベル、実務者レベルなど様々なレベルでの打ち合わせを随時行い、市が進める生涯学習施策の方向性の確認や利用者ニーズの共有を図り、これまで継続してきたサービスを停滞させず、新たに発展的取組を行います。

さらに、市は、仕様書に定める業務が確実に履行されていることを確認するために、指定管理者に報告書等の提出を求めて内容をチェックするとともに、施設の維持管理状況やサービスの質など報告書だけでは確認できない事項については、実地調査やスタッフへのヒアリング等により確認します。

⑥市職員及び指定管理者の人材育成

市職員においては、指定管理者のモニタリング、マネジメントを行うためのスキルを身に付ける必要があります。また、これからの図書館施策を指定管理者とともに拡充し幅広く行うために、企画能力やコミュニケーションスキルなどの能力がこれまで以上に求められることとなります。そのための職員の人材育成をこれまで以上にしっかりと行う必要があります。また、指定管理者に対しては、市における社会教育の視点、これまで培ってきたノウハウ等を伝え、継承していく必要があります。そのためには指定管理者に対して、しっかりと指導を行う必要があります。

図書館に関わる職員全てが社会教育やまちづくり・地域づくりに対する理解を深め、市職員と指定管理者が相互に高め合い、相乗効果による能力向上を目指します。

⑦地域の図書資源を活用した多様な主体との連携

地域では、学校図書館地域開放事業や地域団体等への図書の貸出制度、民間の地域文庫や読み聞かせボランティア等の多様な主体による活動が行われています。

そのような地域の多様な図書資源を通じて、今後、より多くの図書館サービスを地域の中で展開していくため、地域における本を通じた支援や交流の場づくり、地域資源を活かした読書普及活動、他機関との相互連携による相談支援・交流等による地域づくりが求められています。

図書館が「知と情報の拠点」として図書を通じた地域づくりを行うためには、市と指定管理者が一体となり、地域ニーズの的確な把握や、学校・地域ボランティア等の多様な主体と連携しながら取組を進める必要があることから、地域の特色や近似性を踏まえた、市と指定管理者が密接に連携できる体制の構築を行います。

(2) 市と指定管理者の役割分担

図書館では、これまでの図書館運営で培ってきた経験に加え、他部署での知識や経験などを活かして、地域事情を踏まえながら、区域全体で生涯学習施策を推進する機能と、図書館の専門性等を有効に活用して、利用者サービスを向上させる機能が必要となっています。

そこで、指定管理者制度を導入し、効率的・効果的な図書館運営とともに事業サービスの向上を図るために、市がマネジメントを行うことを前提としつつ、市と指定管理者の役割分担を行い、事業を推進します。

それぞれの役割の考え方については以下の通りです。

①現在、業務委託にて実施している貸出・返却カウンター、配架、書庫出納、図書装備、巡回車受入、施設管理等については、指定管理者が中心に担うこととします。

②その他の業務については、市と指定管理者でそれぞれの役割を担い、連携して実施します。基本方針や事業の方向性等については市が定め、事業の運営等については指定管理者のノウハウやマンパワー等を活用し、取組を進めることとします。

○資料選定・購入・除籍業務等、図書資料の収集・保存に関することの決定については、市が行う。

○生涯学習施策の推進における地域団体や学校等との連携については、指定管理者と連携しながら、市が中心となる。

○運営に関わる審議会等については市が行う。

(3) 指定管理者制度の導入形態

市民にとって役立つ、地域の中で頼れる知と情報の拠点を目指す図書館は、専門性を高め、選書・蔵書の公正性・中立性を担保し、地域の資料の充実を図るため、図書館における限りある市職員の人的資源を有効活用することによる図書館機能の強化が必要です。

一方、図書館には多様なニーズ等へ対応するため、様々な役割が加わってきています。これらのニーズに対応するため、指定管理者のノウハウやスキル、マンパワーを積極的に活用することで市民サービスの向上が期待されます。

現在、本市の図書館は、地区館として各区に1館ずつ7館（川崎、幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生）設置されており、またそれ以外に、市民館機能と図書館機能を併せ持つプラザが4館（田島、大師、日吉、橘）、図書館機能のみの分館が1館（柿生）設置されています。地区館のうち中原図書館は中央館的機能を備えた館として位置づけられています。また幸、宮前、麻生については、市民館と同一の建物に複合館として整備されており、文化センターとして位置づけられています。

市における図書館形態の見直しにあたっては、以下の運営形態が考えられます。

※中原図書館は図書館ネットワークの取りまとめとしての中央館的機能を備えた館として位置づけている。

①全館に指定管理者制度導入

全館を指定管理者とする場合、市において図書館職員が不在となり、指定管理者への指導・評価や市職員の培った経験等の継承が困難となります。また、中立性が求められる選書方法が課題となるほか、図書館事業の把握が出来なくなる可能性があり、図書館施策の企画立案能力低下などが懸念されます。

市に図書館機能を残さない全図書館への指定管理者制度導入は、培ってきた経験等を継承できない恐れがあります。

②中央館的機能を持つ中原図書館は直営とし、その他の館に指定管理者制度導入

中原図書館に市職員を集約させた場合は、直営館として指定管理者の業務内容を確認し、指導・評価が可能です。また、指定管理者との連携により、市職員として新しい知識等の習得も期待でき、中央館的機能の強化とともに、民間ノウハウを活用した地区館の運営が可能と考えられます。

一方で、図書館が「知と情報の拠点」として図書を通じた地域づくりを行うために、指定管理者と市職員が一体となり、学校や地域ボランティアと密接に連携することが必要ですが、中原図書館のみでは地域との顔の見える関係性づくりや日々の密接な連携が難しく、地域ニーズの把握や課題解決が難しくなります。また、図書の選書ノウハウや図書館運営等、今まで培ってきた図書館運営の公共性・継続性の担保が不可欠ですが、中原図書館のみでは体制上の課題が残ります。

③中原図書館は直営、及び直営館と指定管理者が1対1のモニタリング体制をとれるよう中原図書館以外にも直営館を置き、その他の館に指定管理者制度導入

中原図書館が図書館全体のマネジメントを行い、中原図書館以外の直営館が指定管理者の業務内容を確認することで、適切な指導・評価ができると考えられます。

市と指定管理者との連携により、相互の情報共有やマネジメントを適切に機能させることで、直営館と指定管理館が相互に高めあい、市職員として新しい知識等の習得による中央館的機能の強化を図るとともに、図書館運営の公共性・継続性を担保しながら、民間ノウハウを活用した地区館の運営が可能と考えられます。

また、地域の図書資源の有効活用、図書を通じた地域づくり、地域の学校やボランティア等の多様な主体との連携・交流、地域ニーズ等の的確な把握等を効果的に行うには、地域との顔の見える関係性づくりや日々の密接な連携が必要です。

そのため、市と指定管理者が一体となり、地域の特色や近似性を踏まえた連携が可能となる、隣接区における直営館と指定管理館の1対1でのモニタリング体制が、望ましいと考えます。

No	運営形態	結果
①	全館に指定管理者制度導入	×
②	中央館的機能を持つ中原図書館は直営とし、その他の館に指定管理者制度導入	△
③	中原図書館は直営、及び直営館と指定管理者が1対1のモニタリング体制をとれるよう中原図書館以外にも直営館を置き、その他の館に指定管理者制度導入	○

3つのパターンを地域との連携や専門性の観点から比較検討し、図書館知識の継続性を保ち、マネジメントを考慮しながらも民間ノウハウを活用するため、③を基本として指定管理者制度の導入を進めます。なお、社会状況や環境変化を踏まえ、適宜、導入形態について検討を行います。

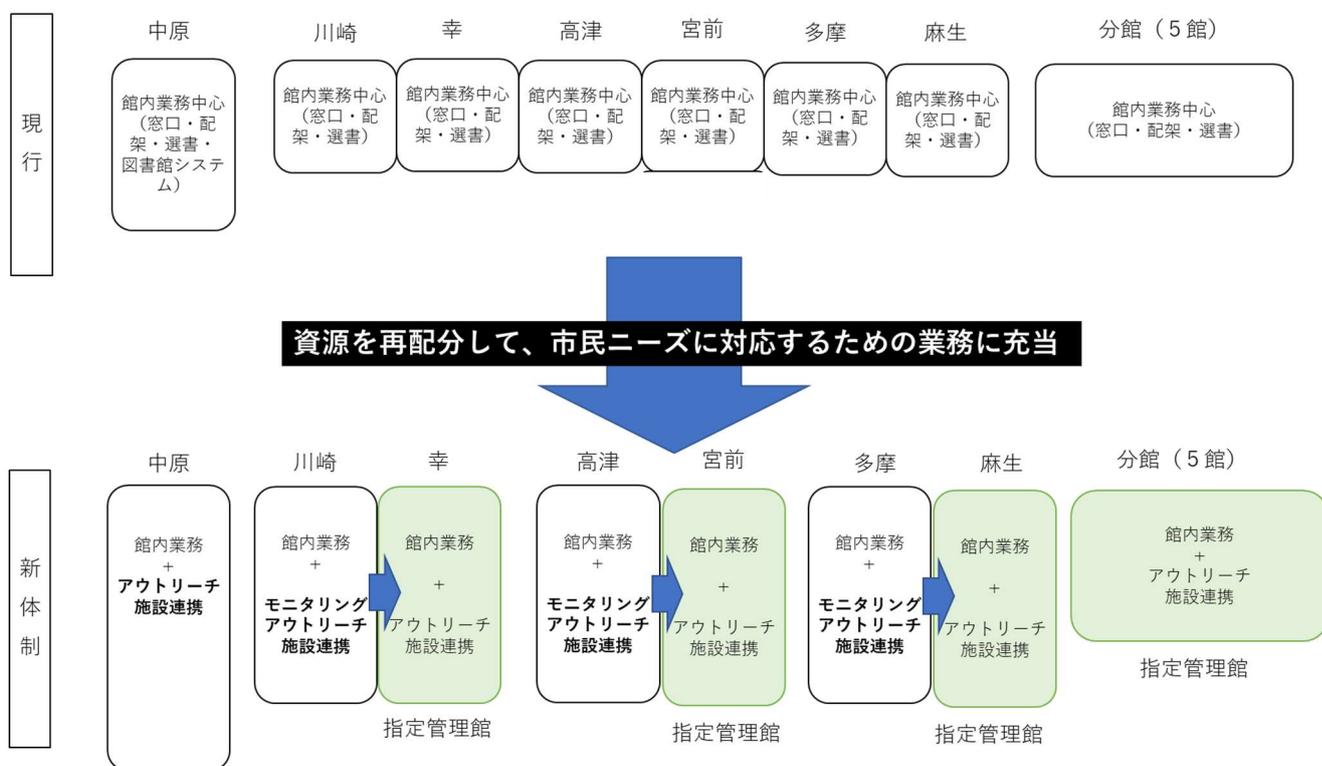
図書館の管理運営については、市民館と共同で指定管理化することで、社会教育施設同士の連携による相乗効果が図れることから、地区館においては文化センターを指定管理制度導入館として進めることとします。

プラザにおいては、市民館機能の指定管理者制度導入にあわせ、図書館機能についても進めることとします。分館については、親館の図書館の導入にあわせ進めることとします。

結 論

図書館業務のノウハウを市がしっかりと保持し、指定管理者導入館のマネジメント及びモニタリングを行うことができる体制として、中央館的機能を持つ中原図書館とモニタリング館としての直営館を置き、地域の近似性等を踏まえた隣接区における直営館と指定管理者館をセットにすることで、迅速かつ的確に管理・監督できる体制を構築し、地域の中で頼れる「知と情報の拠点」を目指します。

なお、今後の社会状況や環境変化を踏まえ、適宜、導入形態については検討を行っていきます。



7 指定管理者制度導入のスケジュール

(市民館)

指定管理者制度導入のスケジュールは、対象施設が多いため、指定管理者制度導入に伴う事務負担や受託側の事業者の状況を考慮する必要があります。

また、市民館は現在老朽化が進んでおり、移転や大規模改修の検討を進めている館もあります。その間、施設自体が利用できなくなる場合もあり、そういった状況を勘案し進めることとします。移転や工事等の予定がない地区館については、指定管理者制度の導入を進めます。

プラザ・分館につきましては、親館である地区館の状況にあわせ、指定管理者制度の導入を進めることとします。

※プラザ：市民館分館・図書館分館の複合施設（田島、大師、日吉、橘）

- ・教育文化会館及び田島分館、大師分館は、教育文化会館の移転後に指定管理者制度の導入を進めます。(令和6年度後半)
- ・中原市民館、高津市民館、橘分館は、指定管理者制度の導入を進めます。(令和7年度)
- ・多摩市民館、麻生市民館、岡上分館は、指定管理者制度の導入を進めます。

(令和8年度)

- ・改修工事・移転のある幸市民館及び宮前市民館、及び同区内の日吉分館、菅生分館は、工事・移転終了後に指定管理者制度の導入を進めます。

市民館	導入時期
教育文化会館	令和6（2024）年度後半
田島分館（プラザ田島）	令和6（2024）年度後半
大師分館（プラザ大師）	令和6（2024）年度後半
幸市民館	市民館の改修工事後
日吉分館（プラザ日吉）	市民館の改修工事後
中原市民館	令和7（2025）年度
高津市民館	令和7（2025）年度
橘分館（プラザ橘）	令和7（2025）年度
宮前市民館	市民館の移転後
菅生分館	市民館の移転後
多摩市民館	令和8（2026）年度
麻生市民館	令和8（2026）年度
岡上分館	令和8（2026）年度

(図書館)

図書館の管理運営については、市民館と共同で指定管理化することで、社会教育施設同士との連携による相乗効果が図られることから、地区館においては文化センターを指定管理導入館として進めることとします。

プラザにおいては、市民館機能の指定管理者制度の導入にあわせ、図書館機能についても進めることとします。分館については、親館の図書館の導入にあわせ進めることとします。

※文化センター：市民館と図書館の複合施設（幸、宮前、麻生）

- ・田島分館・大師分館は、教育文化会館の移転後に、市民館機能と同時に指定管理者制度の導入を進めます。（令和6年度後半）
- ・橘分館は、市民館機能と同時に指定管理者制度の導入を進めます。（令和7年度）
- ・文化センターである麻生図書館は、麻生市民館と同時に指定管理者制度の導入を進めます。また同区内の柿生分館も同時に導入を進めます。（令和8年度）
- ・その他の文化センターである宮前図書館、幸図書館及び同区内の日吉分館は、移転・工事終了後に指定管理者制度の導入を進めます。

図書館	導入時期
川崎図書館【直営館】	—
田島分館（プラザ田島）	令和6（2024）年度後半
大師分館（プラザ大師）	令和6（2024）年度後半
幸図書館	図書館の改修工事後
日吉分館（プラザ日吉）	図書館の改修工事後
中原図書館【直営館】	—
高津図書館【直営館】	—
橘分館（プラザ橘）	令和7（2025）年度
宮前図書館	図書館の移転後
多摩図書館【直営館】	—
麻生図書館	令和8（2026）年度
柿生分館	令和8（2026）年度

資 料 編

【市民館施設一覧】

No	施設名	所在地	設立年月	延床面積	主な施設
1	教育文化会館	川崎区富士見	昭和 42(1967)年 3 月	15,138 m ²	大会議室<300 席>、会議室(8)、学習室(6)、教養室(5)、児童室、イベントホール、市民ギャラリー
2	教育文化会館 大師分館	川崎区大師駅前	平成 7(1995)年 11 月	1,032 m ² (図書館含む)	学習室、実習室、談話室、和室、児童室、図書館分館
3	教育文化会館 田島分館	川崎区追分町	平成 4(1992)年 10 月	890 m ² (図書館含む)	学習室、実習室、談話室、和室、児童室、図書館分館
4	幸市民館	幸区戸手本町	昭和 55(1980)年 7 月	6,086 m ² (図書館含む)	ホール<840 席>、大会議室<200 席>会議室(4)、教養室(5)、児童室、市民ギャラリー
5	幸市民館 日吉分館	幸区南加瀬	平成 15(2003)年 7 月	825 m ²	学習室、実習室、和室、児童室、談話室、展示コーナー、図書館分館
6	中原市民館	中原区新丸子東	昭和 49(1974)年 6 月 平成 21(2009)年 4 月 移転	4,007 m ²	ホール<375 席>、会議室(6)、教養室(6)、児童室、市民ギャラリー、グループ室
7	高津市民館	高津区溝口	昭和 49(1974)年 7 月 平成 9(1997)年 9 月 移転	8,373 m ²	ホール<600 席>、大会議室<300 席>、会議室(6)、教養室(7)、児童室、市民ギャラリー、グループ室
8	高津市民館 橘分館	高津区久末	平成 5(1993)年 10 月	1,229 m ² (図書館含む)	学習室、実習室、和室、市民活動支援ルーム、児童室、談話・ギャラリーコーナー、図書館分館
9	宮前市民館	宮前区宮前平	昭和 60(1985)年 7 月	8,593 m ² (図書館含む)	ホール<910 席>、大会議室<210 席>、会議室(4)、教養室(5)、児童室、市民ギャラリー
10	宮前市民館 菅生分館	宮前区菅生	昭和 62(1987)年 4 月	413 m ²	集会室、学習室、和室、児童室、談話室
11	多摩市民館	多摩区登戸	昭和 47(1972)年 9 月	6,438 m ² (専有床面積)	ホール<908 席>、大会議室<200 席>、会議室(6)、学習室(2)、教養室(5)、児童室、市民ギャラリー、グループ室
12	麻生市民館	麻生区万福寺	昭和 60(1985)年 7 月	6,985 m ² (図書館含む)	ホール<1,010 席>、大会議室<300 席>、会議室(4)、教養室(5)、児童室、市民ギャラリー
13	麻生市民館 岡上分館	麻生区岡上	昭和 53(1978)年 3 月	800 m ²	学習室、集会室、和室、体育室、児童室、図書室

【図書館等施設一覧】

令和元（2019）年3月31日現在

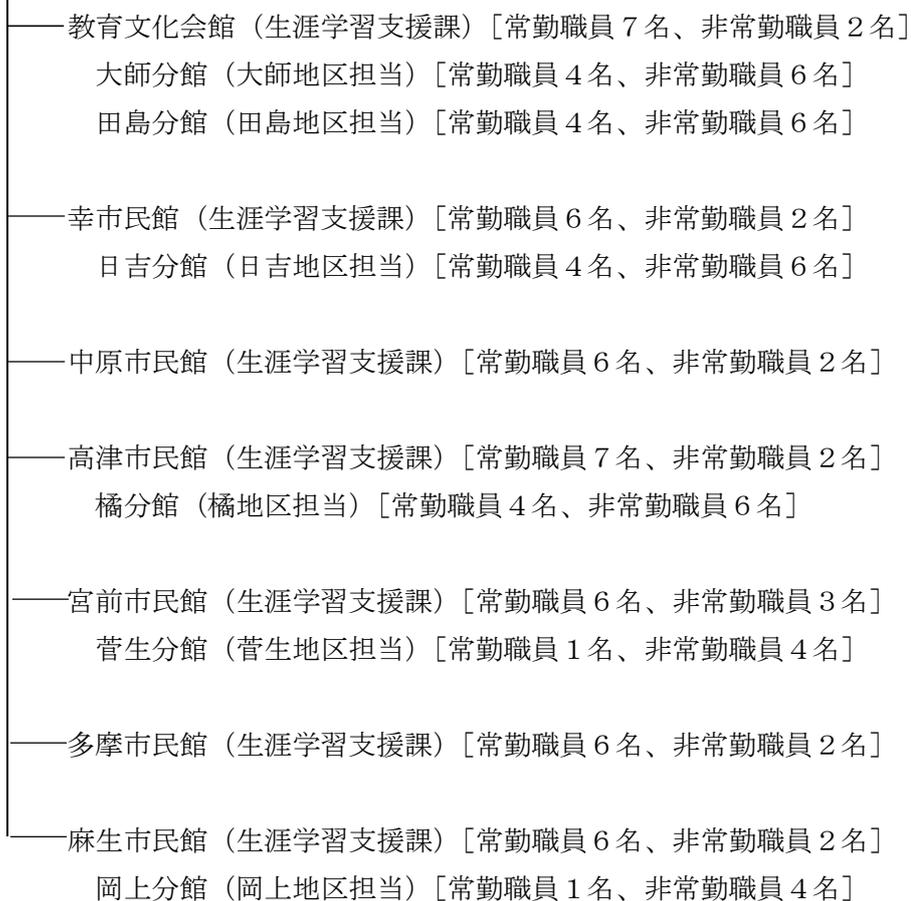
No	館名	所在地	設立年月	延床面積	蔵書数	閲覧席数
1	川崎図書館	川崎区駅前本町	平成7(1995)年4月	1,179 m ²	183,434 冊	28 席
2	川崎図書館大師分館	川崎区大師駅前	平成7(1995)年11月	265 m ²	48,741 冊	10 席
3	川崎図書館田島分館	川崎区追分町	平成4(1992)年10月	203 m ²	47,135 冊	12 席
4	幸図書館	幸区戸手本町	昭和55(1980)年7月	886 m ²	144,750 冊	54 席
5	幸図書館日吉分館	幸区南加瀬	平成15(2003)年7月	245 m ²	40,879 冊	13 席
6	中原図書館	中原区小杉町	昭和35(1960)年4月 平成25(2013)年4月 移転	4,497 m ²	406,252 冊	201 席
7	高津図書館	高津区溝口	昭和12(1937)年4月 昭和63(1988)年3月 移転	2,196 m ²	249,549 冊	148 席
8	高津図書館橘分館	高津区久未	平成5(1993)年10月	247 m ²	37,893 冊	15 席
9	宮前図書館	宮前区宮前平	昭和60(1985)年7月	1,448 m ²	244,043 冊 (自動車文庫含む)	74 席
10	多摩図書館	多摩区登戸	昭和47(1972)年4月 平成9(1997)年1月 移転	1,725 m ²	271,527 冊	93 席
11	菅閲覧所	多摩区菅	平成5(1993)年9月	348 m ²	29,184 冊	48 席
12	麻生図書館	麻生区万福寺	昭和60(1985)年7月	1,346 m ²	208,645 冊	74 席
13	麻生図書館柿生分館	麻生区片平	平成15(2003)年6月	391 m ² (学校図書室分含む)	42,255 冊	44 席 (学校図書室分含む)

【市民館の体制】

●機構・職員(令和4年4月1日現在)

各区役所

まちづくり推進部



●利用案内

1 利用時間

（市民館・分館）午前 9 時～午後 9 時

（分館図書館）月～金曜日 午前 10 時～午後 6 時

土・日曜・祝休日 午前 10 時～午後 5 時

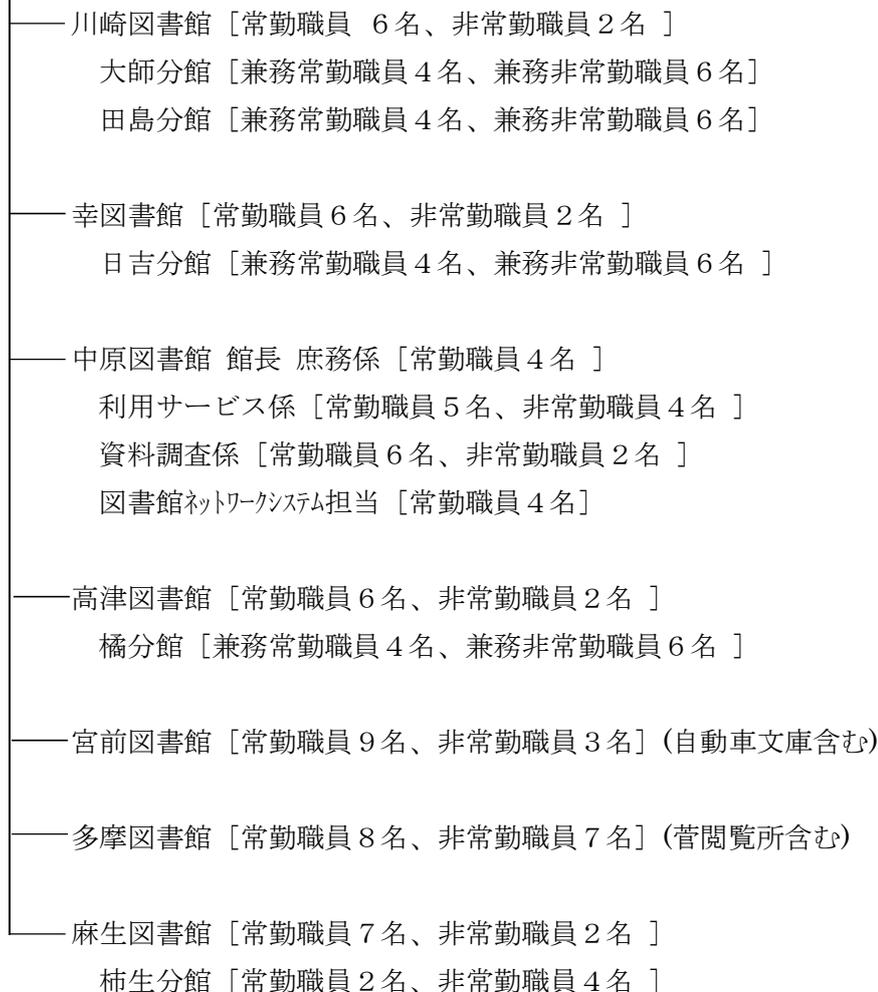
2 休館日 毎月第 3 月曜日（祝日と重なる場合は翌日）及び年末年始

【図書館の体制】

●機構・職員（令和4年4月1日現在）

教育委員会事務局

生涯学習部 生涯学習推進課



●利用案内

- 1 開館時間 月～金曜日 午前9時30分～午後7時（分館は午前10時～午後6時）
 ※月～金曜日 午前9時30分～午後9時（中原のみ）
 土・日・祝日 午前9時30分～午後5時
 （分館は午前10時～午後5時）
- 2 休館日 毎月第3月曜日（祝日と重なる場合は翌日）及び年末年始
- 3 個人貸出 一人10冊まで貸出日から15日以内（ほかに視聴覚資料は3点まで）
- 4 団体貸出 1回500冊まで100日以内など団体種別に応じて貸出
- 5 予約点数 一人10冊まで（ほかに視聴覚資料は3点まで）

【これまでの社会教育（市民館）の取組】

- 1949～1953年 4公民館（川崎・中原・高津・稲田）建設
 - 1949年 成人学校・成人学級開始（日本で最も早く開設）
 - 1970年代 市民参画事業（自主事業、地域セミナー、社会教育研究集会）開始
 - 1967年 教育文化会館設立
 - 1972年 多摩市民館設立、以降各区1か所の市民館設立
 - 1977年 家庭教育学級開設（学習と仲間づくりの場）
 - 1982年 社会人学級開設（中学校形式卒業者の基礎的学力保障の場）
 - 1985年 平和教育学級、人権尊重学級開設
 - 1990年 識字学級開設（外国人市民対象）
- ※この間、PTA、婦人会、研究会・サークル連絡会等各種団体との連携・支援を実施

市内初の公民館が設置された昭和24（1949）年には社会教育法が制定され社会教育活動も活発化してきた。同じ年の9月に全国初の成人学校が川崎市に誕生し、多くの市民の学習の場として進展した。その後、成人学校が定着し本格的な社会教育活動が実施されるようになった。

都市化の波で市内への流入人口が急増し、また核家族世帯の増加や余暇時間の増大のなかで、学習事業に主婦や高齢者の参加が多くみられるようになった。昭和40（1965）年代の社会教育は、それまでの勤労者や婦人団体、PTAなど組織を対象とした事業から一般市民を対象とした事業へと移行していった。

成人学校は昼間の科目の開設が増え、婦人学級、高齢者教室、家庭教育学級、市民大学などが公募で開設されるようになった。昭和40（1965）年代の後半には自分たちの住む地域における環境、健康、暮らしや子どもの教育などの問題に対する実践活動を伴った市民の自主的学習活動も盛んになっていった。

市民館が各区に整備されてきた昭和50（1975）年代以降は、オイルショック後の経済低成長時代を迎える中、昭和40（1965）年代より更に都市化や高学歴化の進展に加えて、情報化、高齢化、国際化など社会変動の波が次々に押し寄せ、市民生活が大きく変容していく時代であった。そのため、市民の学習もまた変化し多様化してきた。この時代には、学習事業の企画立案への市民参加や、学習支援ボランティア活動など市民と行政が協働して事業を展開する例も多くみられるようになった。

（参考）平成30・31（令和元）年度 川崎市社会教育委員会議 研究報告書

【これまでの社会教育（図書館）の取組】

- 1923年 田島町立図書館設置（1927年川崎市に編入）
- 1977年 自動車文庫（たちばな号）配置
- 1980年 幸文化センター開館、コンピュータシステムを全国に先駆け導入
- 1985年 宮前文化センター・麻生文化センター開館
- 1988年 高津図書館新築移転
- 1992年 プラザ田島開館
- 1993年 多摩図書館菅閲覧所開所、プラザ橘開館
- 1995年 川崎図書館開館、プラザ大師開館
- 1997年 多摩図書館、多摩区総合庁舎内に移転・開館
- 2000年 「読書のまち・かわさき」事業開始
- 2003年 日吉分館が日吉合同庁舎内に開館、インターネット予約開始
- 2005年 学校図書館有効活用事業開始
- 2013年 新中原図書館供用開始

川崎市の市立図書館は大正 12（1923）年に橘樹郡の尋常高等小学校内に田島町立図書館が設立されたことに端を発する。昭和 2（1927）年に田島町が川崎市に編入されたことで川崎市立図書館が出立し、以後、産業都市川崎の成長と歩調を合わせるように規模が拡大していった。昭和 52（1977）年、中原図書館が自動車文庫の運行を開始。昭和 55（1980）年には全国に先駆けてコンピュータシステムが導入された。平成 12（2000）年に至ると「読書のまち・かわさき」事業が出発する。情報化社会の進展に伴い、平成 15（2003）年にインターネットからの蔵書検索、図書の予約、利用状況の確認が可能になった。同年には図書館運営検討委員会も発足している。翌年には稲城市、狛江市との相互貸借協定が締結された。

平成 17（2005）年、学校図書館有効活用事業が小中学校 15 校で始まる。平成 19（2007）年、学校図書館有効活用事業で本の貸出が開始された。専修大学図書館との相互協力の覚書、和光大学附属梅根記念図書館との相互利用協定を取り交わすなど、大学図書館との連携も始まった。以降、大学図書館との連携については、平成 22（2010）年に明治大学生田図書館と、平成 25（2013）年に日本映画大学附属図書館、日本女子大学図書館と連携が始まった。

平成 25（2013）年、中原図書館が、急成長地区である武蔵小杉の駅に直結したビル内に新中原図書館として移転開館した。同年には市立図書館全館のコンピュータ機器が更新され、BDS（無断持出防止装置）の導入が完了するなど施設の充実が進んだ。

（参考）平成 26・27（2014・2015）年度 川崎市社会教育委員会議 研究報告書

市民館・図書館の管理・運営の考え方（案）

令和4年（2022）年5月

川崎市教育委員会

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課

Tel：044-200-1806 Fax：044-200-3950

E-mail：88syogai@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市